平成２８年度

町自連総会資料

八王子市町会自治会連合会

平成２８年5月２９日　１７時
会　場　エルシイ八王子

八王子市町会自治会連合会
平成２８年度

第１４回　定期総会次第

１．開会の辞

２．会長挨拶

３．議長選出

４．議事

第１号議案	平成２７年度　事業報告
第２号議案	平成２７年度　決算報告
第３号議案	平成２７年度　監査報告
第４号議案	規程の一部改正報告
第５号議案	平成２８年度　事業計画（案）
第６号議案	平成２８年度　予算（案）

５．退任町会自治会長に感謝状贈呈

６．閉会の辞

【第１号議案】

平成２７年度　事　業　報　告

自　平成２７年４月　１日
至　平成２８年３月３１日

Ⅰ．総括

≪はじめに≫

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連)」は**「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織**である町会・自治会等を地区ごとにまとめている団体である。

八王子市内の町会・自治会・管理組合は５７２団体１５５，７０９世帯(平成２７年４月現在)が登録されているが、このうち「町自連」は３３４団体１２１，８９２世帯を擁し、八王子市の市内を代表する町会自治会の連合会となっている。

私たち活動の基本は、第一に各単位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重しつつ活性化の促進、第二に集合体である地区連合会の定例会を毎月開催することで地域課題への対応、情報交換、更に「町自連」役員会の報告等を確実に各町会自治会に徹底周知すること、第三に地区連合会同士の情報交換と、広域にわたる課題の解決に向けた事業を進めていくことにしている。

このように、地区連合会の定例会を通じた地区毎の活動を中心に進めているが、未だに軌道に乗っていない地区連合会があることも厳然たる事実である。

これからはすべての地区連合会で、定例会が毎月または少なくとも隔月には開催され、地域課題の解決に向けた努力が喫緊の課題として求められている。

また、私たち「町自連」は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「町会・自治会・管理組合の位置づけ等についてしっかりと主張」し、併せて「協力するべきことは協力」することで、「町自連」の主張を行政に活かしてもらうことを積極的に進めている。具体的には、町自連・地区連合会に提起された行政に関わりのある課題や問題点及び行政からの協力要請等については随時話し合いの場を持って、平成２８年２月に市長との懇談会を開催した。

更に、行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努めてきた。

１．三役会及び常任理事会の開催

（１）町自連運営にあたって、毎月第２火曜日を定例役員会とし、午前中に三役会を開催し議題等の案件の調整を行うとともに、午後から常任理事会を開催し、行政等関係機関の要請・依頼の情報を得るとともに、議題等の案件の審議等を行った。

・詳細は、別紙資料参照

２．運営組織の充実

（１）町自連の運営組織を強化するとともに、運営に関わる役員の立場を明確にし、外部

活動を円滑に行うため、呼称変更及び役員の増員等を行った。

・常任理事への呼称変更、理事の新設、会計の増員、副会長増員、事務局増員

・組織部の新設

（２）総務部、広報部、事業部、組織部の各部長への副会長の起用を行い、部運営の強化を図った。

（３）組織規模の適正化と拡大については、町自連発足以来の課題であったが地区連合会規程第１条２項（５町会以上で１，５００世帯以上）について、完成された街中ではで世帯数を大幅に増やすことに限界があり規程をクリアすることが難しいため、条件を緩和することにして，規程を改正した。

なお、残された５町会未満の中央部地区及び本町地区は丁度隣接しており、統合または周りの地区への編入について検討していただきたい。

３．市長と町自連三役との定例懇談会の実施

平成２７年度においては、平成２８年２月２２日に市長との懇談会を開催し、町会・自治会（地区連合会・町自連）の位置づけ、防犯カメラの導入、夜間のＡＥＤ利用確保、市制１００周年における全市的取り組みについて、協議を行った。

４．東京都町会連合会及び全国自治会連合会との連携

東京都の連合組織及び全国の連合組織との連携により、情報の共有を図るとともに、課題解決に向けた連携を図った。

５．町自連ロゴマークの作成

町自連の活動を広く周知するとともに、町会等への加入促進等に活用するため、独自のロゴマークを作成した。

作成にあたっては、八王子地域にある大学コンソーシアム八王子に加盟する大学等との連携により実施した。

【町自連選考結果】

町自連の「町」の文字デザイン、市の木の意図、イチョウの葉の切り込みの情報発信を採用

６．「救急医療情報カード」の取組みについて

八高連における「救急医療情報カード」は高齢者への対応として重要なもので、今後も町自連として協力していく。

Ⅱ．　総務部

１．定期総会

平成２７年度定期総会を平成２７年５月３１日（日）に開催した。

平成２６年度の事業報告、決算報告、監査報告、会則の一部改定、役員選出、平成２７年

度事業計画、予算の審議を行うとともに、退任町会自治会長に感謝状贈呈を行った。

２．自治会活動賠償責任保険

町自連が団体加入している自治会活動賠償責任保険については、７年を経過している。各町会が個別加入し、保険料を支払う場合と比較して保険料が、最大の割引サービスを受けられることで、各町会での財政的負担が軽減され大変喜ばれている。

また、運営面においても町会行事として自宅から会場までの往復時の怪我なども保険対象となっており、この点も喜ばれている。

これらのことからも少しづつではあるが加入町会が増加傾向にあり、更に町会の会員が安心して活動できることになっている。

・平成２７年度実績　１８１団体

３．「町会・自治会設備整備支援補助金制度」

宝くじ財団の資金及び八王子市の支援制度を活用し､町会に対し備品提供事業を実施し、町会活動の活性化の支援を行った。

・平成２７年度実績　１８団体　４種類　３１０点　総額　３，５０１千円
　　応募　７５団体　４６種類　１，４２０点　総額　１８，６２８千円

また、平成２８年度事業の準備として、対象団体の募集、選考を行った。

・平成２８年度選考　１９団体　６種類　３６９点　総額　３，５０８千円
　　応募　５４団体　６種類　１，３２５点　総額　１２，６９８千円

なお、八王子市において、平成２８年度に新設町会の活性化を支援するための予算が５００千円が追加され、その対象団体の募集、選考を行った。

・平成２８年度選考　３団体　３種類　５２点　総額　４９９千円
　　延べ　２２団体　６種類　４２１点　総額　４，００７千円

４．町自連、地区連合会活性化に向けた助成金の活用

（１）東京都「地域の底力再生事業助成」の活用

町自連として、町会等運営ハンドブック、ホームページのリニューアル、パソコン研修会を対象事業として実施、年々利用する町会及び地区連合会は増加している。

（２）八王子市「町会等地区連合会交流事業助成」の活用

この制度を活用する地区連合会も増加し、今年度は、町自連１５地区その他連合会２地区の１７地区が活用した。

５．自主財源の確保について

町自連の運営に係る財政状況の確認を行い、収入及び支出全般にわたって検討を行うとともに、自主財源の確保について調査、研究を行った。

・補助金……市連合会補助・交流事業補助・備品補助、都地域の底力再生助成補助
・自主財源…会費、特別会費（参加個人負担）、保険手数料、その他

６．総務部会の開催

（１）平成２７年　９月　８日(火)　・総務部所管業務について

・平成２８年度設備整備備品提供事業推進について
（２）平成２７年　９月１７日(木)　・平成２８年度設備整備備品提供事業応募状況と今後の進め方について
（３）平成２７年１２月２２日(火)　・収入及び支出全般にわたって検討及び自主財源拡充について
（４）平成２８年　１月１９日(火)　・収入及び支出全般にわたって検討及び自主財源拡充について
・定期総会準備
（５）平成２８年　２月１６日(火)　・定期総会準備
（６）平成２８年　３月２４日(木)　・設備整備備品提供事業・新設町会優先枠について
・定期総会について

Ⅲ．広報部

１．広報紙「町自連だより」の発行

「町自連」の活動を知ってもらうため、広報紙「町自連だより」を年４回発行した。地域情報の発信及び地域との連携をより強固なものにするため、第２８号から地区特集の紙面構成に変更し、読者にとって関心のある記事や町自連の活動の周知を図った。

（１）町自連だより第２６号（平成２７年　４月１５日発行）発行部数　１２２、０００部
（２）町自連だより第２７号（平成２７年　７月１５日発行）発行部数　１２５、０００部
（３）町自連だより第２８号（平成２７年１０月１５日発行）発行部数　１２５、０００部
（４）町自連だより第２９号（平成２８年　１月１５日発行）発行部数　１２５、０００部

２．ホームページ　「町自連」の運用

身近な情報を速やかに発信するため、従来のホームページ（委託）からブログ方式（地区ごとの編集）に平成２７年度東京都地域の底力再生事業助成制度を活用し、移行するとともに、各連合会長に地区広報担当者の選任を依頼、移行準備及び地区広報担当者に操作研修会等を実施した。

新たなホームページは、３月１４日（月）に運用を開始し、３月末までのわずかな期間に、３，９５５件のアクセス件数となった。今般の移行は、スマートフォン対応となったこともあり、移行当初の珍しさもあると思われが、今後の持続可能な情報発信を続けていく必要がある。

（操作研修会）

平成２８年２月１５日(月)　・現行システム(委託)と新システム(地区編集)について
・新システムの運用（パスワードとデータ管理）について
・操作説明（地区ログイン方法とページ・写真の作成等）
平成２８年２月１７日(水)　・現行システム(委託)と新システム(地区編集)について
・新システムの運用（パスワードとデータ管理）について
・操作説明（地区ログイン方法とページ・写真の作成等）

・累積アクセス数　⇒　１６７，１３８件(H28.3 末現在)

平成２７年度　　⇒　３３，７９９件(H28.3 末現在)　　H26- 20,255 件
　　⇒　　２，８１６件／月（過去最高値）　H26-　1,688 件

３．その他の広報活動

町自連関連の情報について、積極的に市内新聞社支局等のメディアへの情報提供を行い、周知に努めた。

情報提供の結果、町自連ロゴマークの作成について、読売新聞ほかメディアに取り上げられた。

４．広報部会の開催

（１）平成２７年　４月１２日(火)　・町自連だより第２７号」（７/１５）の発行について
（掲載内容・掲載記事の割付・発行スケジュール等）

（２）平成２７年　７月１４日(火)　・町自連だより第２８号」（１０/１５）の発行について
（掲載内容・掲載記事の割付・発行スケジュール等）
・事業計画による広報部会の役割について
（情報発信体制づくりのための地区広報の立ち上げ）
（地区広報担当者の選任及び報告依頼方法等）
・ホームページ　「町自連」のリニューアルについて
（町会自治会のＨＰをリンクさせ情報の一元化を図る等）

（３）平成２７年１０月１３日(火)　・町自連だより第２９号」（１/１５）の発行について
（掲載内容・掲載記事の割付・発行スケジュール等）
・地区ホームページの立ち上げについて
（地区広報担当者の選任状況・未選任地区の対応）
（地区ホームページ操作研修会の開催等）

（４）平成２８年　１月１１日(火)　・町自連だより第３０号」（４/１５）の発行について
（掲載内容・掲載記事の割付・発行スケジュール等）
・地区ホームページの立ち上げについて
（地区広報担当者の選任状況・未選任地区の対応）
（地区ホームページ操作研修会の開催等）

（５）平成２８年　３月　８日(火)　・町自連だより第３１号」（７/１５）の発行について
（掲載内容・掲載記事の割付・発行スケジュール等）
・ホームページのバナー広告の取扱いについて
（公共性等の判断、広告の取扱規定による対応）
・広報部事業報告及び事業計画の作成について
・平成２８年度広報部会の開催日程について

Ⅳ．事業部

１．パソコン研修会

前年度に引き続き東京都の「地域の底力再生事業助成金交付事業」として実施した。

町会活動の「ＩＴ化支援事業」の一環及び「高齢者の見守り事業と高齢者の引きこもり防止」との２本柱で継続実施した。

・前期パソコン研修会　　８月１９日～１１月１１日　１２回開催
　　入門　５名、初級　　１１名、ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ　２名　合計１８名
・後期パソコン研修会　１１月２５日～　３月　３日　１２回開催
　　初級Ⅰ　１０名、初級Ⅱ　　６名　合計１６名

２．役員研修会

地区連合会の活動に活かすとともに、見聞を広めるため、研修会を開催し、今年度は、「歴史遺産とまちづくり」テーマに実施した。なお、研修と合わせて懇親の場を活かし交流を深めた。

・日程　１１月１７日～１８日　参加者２０名
・場所　世界遺産 旧富岡製糸場、北国街道 海野宿

３．新年懇親会

新年恒例の「町自連新年懇親会」を開催し、懇親の場を活かし交流を深めた。

・日程・会場　平成２８年１月９日　八王子エルシイ　参加者　１０７名

４．町自連研修会「防災講演会」

町会にとって身近な問題はやはり「防災」問題であり、今年は、東京都から各家庭に配布された「東京防災」を研修で取り上げ、『「東京防災」の活用で家族の命を守る』をテーマに、防災・危機管理アドバイザーの山村武彦氏（防災システム研究所所長）を講師に招き、講演をして頂いた。体実践者の話だけに具体的でわかりやすい内容で好評を得た。

・日程・会場　平成２８年２月２４日　いちょうホール　参加者　７９３名

５．事業部会の開催

（１）平成２７年　７月３１日(金)　・パソコン研修会について
　　・役員研修会について
　　・町自連研修会について
（２）平成２７年　９月３０日(水)　・パソコン研修会について
　　・役員研修会について
　　・町自連研修会について

Ⅴ．組織部

１．新任町会長及び役員研修会

町会等の世帯数の減少に歯止めをかけ、加入促進につなげる活動の一環として、平成２３年度から行政との共催事業として始まった。今年度は原点に戻って「町会自治会の目的と役割」「町会自治会と地区連合会との関係」「町会自治会連合会の役割と活動」を中心に

進めると同時に町会と日常的に関係ある市役所の関係部署を紹介し町会活動に役立ててもらった。

・日程・場所　平成２７年６月２０日（土）　市役所会議室　　参加者　１８４名

２．町自連に未加入団体への加入促進

（１）未加入の地区連合会も「町会等地区連合会交流事業助成」の制度利用は認めており、案内時に呼びかけている。

呼びかけに対し、平成２８年２月に鑓水尾根協議会が町自連へ加盟が実現したところである。

しかし、未加入団体は５地区連合会あり、規程に適合するのは１地区連合会のみで、その他は従来どおり既存の地区連合会に加入するか、単位町会ごとに加入してもらうよう働きかけていきたい。

（２）未加入町会の地区連合会への加入呼びかけは、従来どおり「町自連だより」を送り、「新任役員研修会」及び「町自連研修会」にも案内を引き続き送っていきたい。また、参加した町会名簿は役員会で公表し、該当する地区連合会長は、加入について働きかけていただきたい。

３．「町会・自治会運営ハンドブック」の作成

平成２５年３月に町会・自治会での加入促進に向けた取り組みとして、「町会・自治会加入促進ハンドブック」を作成・配付し、その後の町会等の運営において、初歩的な町会等の運営そのものについての多くの質問が寄せられました。

そこで、町自連と八王子市では、現役の町会長である地区町会自治会連合会長と行政職員でプロジェクトチームを組んで、平成２６年度から町会・自治会運営マニュアルの検討を開始し、平成２７年度の東京都の「地域の底力再生事業助成」を活用して発行した。

４．不動産関連団体支部と相互協力協定締結

町自連では、町会や自治会への加入促進の取り組みを進めるために、専任の組織部を設置し、検討を重ねてきたところで、この度、従前から連携してきた不動産関連団体支部と相互協力の協定を締結し、更なる町会加入促進を進めていく。

５．「町会・自治会加入促進ハンドブック」の活用

平成２５年４月に配布されたが、その後の活用について、活用度のチェックは不十分ながらも、各町会で役員が交代された場合に新役員に引き継がれていないケースがあることが判明しており、ハンドブックの在庫も無くなっているので、改訂版の準備を速める必要がある。

６．組織部会の開催

（１）平成２７年　８月　３日(月)　・町会・自治会運営マニュアルについて
　　・組織部の進め方について

（２）平成２７年　８月３１日(月)　・町会・自治会運営マニュアルについて
　　・組織部の進め方について

・平成２８年度新任町会長・役員研修会について

（３）平成２７年１０月２１日(水)　・町会・自治会運営ハンドブック原案について
・市窓口での町会等案内チラシ内容について
・不動産業界との話し合いの進め方について

（４）平成２７年１１月１０日(火)　・町会・自治会運営ハンドブック原案について
・新任町会長・役員研修会アンケート集計報告について
・加入促進について

（５）平成２８年　１月１２日(火)　・加入促進について

（５）平成２８年　２月１７日(水)　・加入促進について

【別紙. 会議資料】

1. 三役会

定例三役会　　⇒ 毎月第 2 火曜日の 11:00 から開催

2. 常任理事会

定例常任理事会 ⇒ 毎月第 2 火曜日の 13:30 から開催

平成 27 年 4 月 14 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1)「古本まつり」への後援依頼について・・・・・・・・・・・・古本まつり実行委員会

(2)「学生天国」のポスター掲示のお願い・・・・・・・・・・・・学生天国実行委員会

(3) 人事異動の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・協働推進課国久主査

(4) 平成 27 年度「市長と語る」の実施について・・・・・総合経営部広聴課

(5) 都市計画マスタープランの改定・・・・・・・・・・・・・・・都市計画部土地利用計画課

2.「多摩モノレール八王子ルート」署名について

3. 平成 27 年度地区連合会会長名簿作成の件

4. 定期総会に向けて

(1)事業報告の件

(2)決算報告と監査書報告の件

(3)事業計画と予算について

(4)会則・規程など改正の件

八王子市町会自治会連合会会則・規程改正(案)について

(5)役員選考委員選出の件

5. 専門部関係

(1) 総務部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・廣元部長

定期総会　　平成 27 年 5 月 31 日 (日)

(2) 事業部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・山崎部長

(3) 広報部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬部長

6. 出向者報告の件

(1)平成 27 年度第 1 回八王子市社会福祉審議会報告・・・・・田中事務局次長

(2)平成 27 年度第1回八王子市社会福祉審議会報告・・・・・・田中事務局次長

(3)平成 27 年度第1回高齢者福祉専門分科会報告・・・・・・・・田中事務局次長

(4)第 16 回八王子まちづくり審議会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・田中事務局次長

(5)第 2 回八王子市市民参加推進審議会報告・・・・・・・・・・・・田中事務局次長

(6)第 1 回社会福祉審議会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・栗本由木地区連合会長

(7)八王子市社会福祉審議会・児童福祉専門分科会報告・・・栗本由木地区連合会長

(8)第 4 回八王子市シティプロモーション戦略の推進に関する懇談会報告・・・水野浅川地区連合会長

7. 地区連合会の報告

(1)栗本由木地区連合会長

鑓水第二団地・脱会事情説明。

(2)大澤加住地区連合会長

滝山桜まつり盛況のうちに終了の報告

滝山観光駐車場開場(29 台)の紹介

平成 27 年 5 月 12 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1) 「八王子まつり」啓発活動協力の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・八王子まつり実行委員会

(2) 「平成 27 年度木造住宅耐震化普及啓発事業」の件・・・・・八王子商工会議所

(3) 「八王子屋外広告物条例」制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・まちなみ景観課

(4) 介護サービス事業(地域密着型サービス)の運営推進会議について・・・高齢者いきいき課

2. 平成 27 年度地区連合会長名簿の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局長より

3. 定期総会に向けて

(1) 事業報告の件

(2) 決算報告及び監査報告

(3) 事業計画(案) について

(4) 予算(案) について

(5) 会則・規程等改正の件

(6) 総会及び懇親会の出欠状況 報告

4. 専門部関係

(1) 総務部・・・・・・廣元部長

総会の件

① 役員選考委員会報告

② 臨時役員会開催、

③ 新任会長及び役員研修会の件

(2) 事業部

(3) 広報部・・成瀬部長

5. 平成 27 年度地区交流事業申請の件

6. 都町連の報告

- ✧ 4 月常任理事会報告
- ✧ 「東京防災隣組」第 4 回認定団体の決定について
- ✧ 27 年度地域防災学習交流会の概要
- ✧ 27 年度「地域の底力再生事業助成」の募集について
- ✧ 総務大臣あて「要望書」全国自治会連合会への助成制度及び叙勲に於ける全国自治会連合会の推薦枠の拡大について。

7. 出向者報告

(1) 八王子市地域包括支援センター運営協議会報告・・・・・田中事務局次長
(2) 27 年度第 1 回八王子市食育推進会議報告・・・・・・高橋由井地区連合会長
8. 地区連合会の報告
(1) 子安町の新興宗教の会館建設について、
(2) 子安町の町会で町会長が 3 人体制となり、役務分担する、市への届けは1名と届ける。
(3) 由井地区で、兵衛一丁目町会が町自連へ新規加入となる。
9. その他
(1) 自治会活動責任賠償保険、平成 26 年度保険金支払い状況。
(2)「多摩都市モノレール八王子ルート」署名について

平成 27 年 6 月 9 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
(1)「社会福祉協議会の会員募集」協力依頼と新人事の紹介の件・・八王子市社会福祉協議会
(2) 八高連より「救急医療情報」・・・・・・・・・・・・・・・・・八王子消防署警防課救急係
(3) 保健福祉センターの事業説明とＰＲの件・・・・・・・・・・保健福祉センター
(4) 年金福祉機構の個人情報漏えいの件・・・・・・・・・・・・・広聴課
(5)「市長と語る」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・広聴課
(6) 夢街道駅伝大会の日程について・・・・・・・・・・・・スポーツ振興課
2. 平成 27 年度町会・役員名簿の件・・・・・・・・・ 前野事務局長
6 月度より、役員会⇒常任理事会（正式名称）と訂正
3. 定期総会の件
(1) 懇親会の会計報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・冨貴澤事務局次長
(2) 新会則（会則・規程集）等の配布・・・・・・・・・・・冨貴澤事務局次長
4.「平成 27 年年度町会自治会の行事予定表」提出のお願い
5.専門部関係
(1) 平成 27・28 年度専門部の構成について
(2) 総務部⇔新任役員研修会は旧総務部で担当する
(3) 事業部・・山崎部長
(4) 広報部・・成瀬部長
(5) 組織部・・・・新規に立ち上げる予定につき準備を進めております
6．平成 27 年度地区交流事業申請の件・・・・・・・・前野局長
7．都町連の報告・・・・ 冨貴澤事務局次長
常任理事会報告
8、出向者報告、
(1) 八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会・・栗本由木地区会長
9． 地区連合会報告
(1) 椚田一丁目町会第 41 回運動会５月２４日実施・・・渡辺横山南地区会長
(2) 東部地区防災訓練６月７日実施・・・・・・・・・・上田東部地区会長

地域の底力活用

(3) 医療刑務所（28 年・昭島に移転）跡地の活用の件・・遠藤東南部地区会長

(4) 南部地区総会開催 6 月 7 日・・・・・・・・・・・・・・小泉南部地区会長

10, その他

(1) 町会・自治会連合会の 27 年度年間行事計画表について・・前野事務局長

(2) 今年度事務局の夏季休業

8 月 13（木）14（金）15（土）3 日間、

(3) 11 月の役員研修会の件・・・・・冨貴沢事務局次長

(4) 八王子まつり協賛金の件

平成 27 年 7 月 14 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1) 八王子まつり、協賛の御礼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・八王子まつり実行委員会事務局

(2) 不動産街頭無料相談会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・東京都宅地建物取引業協会八王子支部

(3) 救命講習の参加者募集ポスター掲示依頼・・・・・・・・・・・・・・八王子消防署救急係

(4) 「全国都市緑化はちおうじフェアー」ポスター掲示依頼・・・・・都市緑化フェアー準備室

(5) 「防犯ボランティア保険」補足説明の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・生活安全部防犯課

(6) 「平成 27 年度国勢調査」広報用ポスター掲示及び回覧の依頼・・・・・・・総務部統計調査課

2.「平成 27 年度町会自治会長名簿」貸与の件・・・前野事務局長

(1) 協働推進課より 平成 27 年度町会・自治会長名簿を配布します。

(2) 名簿を基に市内町会自治会を連合団体別に集計分析した名簿について説明。

3. 平成 27 年度町自連会費請求の件・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

4. 自治会活動賠償責任保険の 27 年度加入状況・・・前野事務局長より報告。

5. 平成 27 年度町会自治会設備整備支援補助事業の件・・・・冨貴澤事務局次長より説明。

6. 規程改正の件・・・・・・・・冨貴澤事務局次長より説明。

7. 個人情報保護の方針について・・・・・・・・冨貴澤事務局次長より説明。

6 月開催の新任会長及び役員研修会にても論議された個人情報保護方針について、

都・国のホームページから抜粋した物を添付文書のようにまとめた。

8. 平成 27 年度地区交流事業申請の件・・・・・・・・・・前野事務局長より報告。

9. 専門部関係

(1) 総務部・・・廣元前総務部長より報告。

① 新任会長及び役員研修会の報告。

(2) 事業部・・・・・山崎前事業部長欠席のため、事務局長より説明・報告

① パソコン研修会 27 年度前期募集について。

② 町自連研修会会場予約の件

(3) 広報部・・・・成瀬前部長欠席のため前野事務局長より報告。

町自連だより 27 号印刷中、発送は今週末から来週初めとなる予定、掲載内容の紹介。

(4) 組織部

現在、まだ未活動のため報告はなし。

10. 都町連報告‥‥冨貴澤事務局次長より報告

(1) 定期総会報告

(2) 7 月常任理事会報告

11. 出向者報告

(1) 第 1 回保護司候補者検討協議会報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥高橋由井地区連合会長

(2) 平成 27 年度第 1 回ボランティア活動推進協議会報告‥‥高橋由井地区連合会長

(3) 平成 27 年度高齢者福祉専門分科会報告‥‥‥‥‥‥‥‥田中事務局次長

(4) 第 17 回八王子市まちづくり審議会報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥田中事務局次長

(5) 平成 27 年度第 1 回八王子市消費生活審議会報告‥‥‥栗本由木地区連合会長

(6) 環境マネジメント監査報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥大澤加住地区連合会長

(7) 環境審議会報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥上田東部地区連合会長

12. 地区連合会の報告

(1) 原田川口地区連合会長より報告

① 楢原町への消防署建設計画、完成は平成 30 年度予定。

② 圏央道西八王子ICの起工式出席、完成 28 年秋予定。

③ 都南西建事務所と川口地区との話合いを 6 月 19 日に行った
松枝橋の架け替え・高尾街道拡幅・秋川街道の整備等について。

(2) 大澤加住地区連合会長より報告

都の都市農業展示会を加住小中校にて 8 月 4・5 日に開催する。

(3) 串田浅川地区連合会長より

① 地区ホームページ更新について

② 地区内町会長の中でホームページに詳しい人がいるので更新を短時間でできるので
検討して欲しい。

13. その他

(1) 多摩モノレール八王子ルート推進協議会発足の報告‥‥秋間会長

会長は市長、副会長は田辺商工会議所会頭、監事として秋間が就任
集まった署名を生かす方法を検討し早く要望するよう努力する。

(2) 北島三郎「高尾山」自費制作に対するお礼のコンサートが開かれる。

平成 27 年 8 月度常任理事会は休会

平成 27 年 9 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1)「八王子古本まつり」及び「八王子版ハロウィーン」の後援依頼・・実行委員会

(2)「全国都市緑化はちおうじフェア」について・・・・・・・・・・・・都市緑化フェア準備室

(3)「夢街道八王子駅伝」のボランティアの依頼の件・・・・・・・・・・実行委員会

(4)「国勢調査」の周知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総務部統計調査課

2.「マイナンバー制度」について・・・・・・・・・・・・市民部市民課・共通番号制度管理課

3.「地区連合会交流事業補助金」申請の件・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

4. 平成 28 年度町会自治会設備整備支援補助事業の件・・・・・・・・・冨貴澤事務局次長

平成 27 度「町会自治会設備整備備品提供事業」募集要綱

5. 東京都「地域の底力再生事業助成」制度活用で申請書提出・・冨貴澤事務局次長

平成 27 年度地域の底力再生事業助成金交付申請書参照・説明

6. 専門部関係

（1）総務部・・・小室部長

（2）事業部・・・生永部長

・27 年度前期パソコン研修会受講生募集状況報告（18 名の応募あり）

・役員管外研修会⇒平成 27 年 11 月 17 日(火)・18(水)

・町自連研修会⇒平成 28 年 2 月 24 日(水)

（3）広報部・・・栗本部長

・町自連だより 28 号　10/15 号発行

・広報担当者の選任及び報告についての依頼

（4）組織部・・・成瀬部長

「町会等運営マニュアル」作成の進捗状況説明。

7.都町連報告

(1) 東京都町会連合会常任理事会報告・・・・・・・・・・・・冨貴澤事務局次長

8. 出向者報告の件

(1) 第 3 回八王子市民参加推進審議会報告・・・・・・・・・・・・田中事務局次長

(2) 第 2 回八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会報告・・田中事務局次長

(3) 27 年度第 1 回認知症高齢者ネットワーク会議報告・・・・・・田中事務局次長

(4) 27 年度社会福祉審議会第 3 回高齢者福祉専門分科会報告・・・田中事務局次長

(5) 八王子市市民参加推進審議会（三鷹市視察）報告・・・・・・ 田中事務局次長

(6) 八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会報告・・ 栗本由木地区連合会長

(7) 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会報告・・・・・・ 栗本由木地区連合会長

(8) 八王子市社会福祉審議会・児童福祉専門部会児童福祉施設等認可部会報告

・・・・・・栗本由木地区連合会長

(9) 第 37 回八王子市ごみゼロ社会推進協議会（27 年度第 1 回）報告・・山崎監事

(10) 第 38 回八王子市ごみゼロ社会推進協議会（27 年度第 2 回）報告・・山崎監事

(11)「夢街道八王子駅伝」支援部会報告・・・・・・・・・・・・・・小室副会長

9. 地区連合会報告

(1) 横山北地区（生永地区連合会長）・・・第 36 回いちょう祭りポスターの配付依頼

(2) 元八地区（福田地区連合会長）・・・・北条氏照まつりについて

(3) 浅川地区（串田地区連合会長）

(ア) 浅川地区大運動会　平成 27 年 10 月 11 日（日）開催

(イ) 高尾 599 ミュージアムの開館（無料）の案内（平成 27 年 8 月）

（ウ）京王線高尾山口駅温浴施設開設について(平成 27 年 10 月利用可)

(4) 由井地区（高橋地区連合会長）・・・防災訓練実施

平成 27 年 11 月 8 日(日)・・・・・・/防災フェスタ・防災訓練実施

10. その他

（1）前野事務局長より　平成 27 年 2 月 25 日の朝日新聞記事の紹介

島根県雲南市の取組み「地域自主組織推進会議」「住民参加と行動の場に」について

（2）秋間会長より

「各種団体協力会長会」立上げの紹介

平成 27 年 10 月 13 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

（1）「八王子市・J:COM」防災情報サービスについて・・・・・・防災課、J:COM

(2) 「木下サーカスむさし村山公演」招待券配布の件・・・冨貴澤事務局次長より説明。

2. 規程の一部改正（設備整備補助事業に関する）の件・・・冨貴澤事務局次長より説明

3. 専門部報告及び提案について

（1）総務部・・小室部長より報告・説明。

① 平成 28 年度町会自治会設備整備補助事業の件報告

添付の平成 28 年度設備整備提供事業申請一覧表により報告・説明。

（2）事業部・・・生永部長より報告・説明。

① 役員研修会の件

② 町自連研修会の件

③ 後期パソコン研修会募集について

（3）広報部・・・栗本部長より報告。

① 地区広報担当者選出の件

② 町自連だより 28 号の件

（4）組織部・・・冨貴澤事務局次長より報告・説明。

①「町会等運営マニュアル」及び「加入促進」の取組み

4. 都町連報告・・・冨貴澤事務局次長より報告・説明。

(1) 都町連常任理事会報告

5. 出向者報告

(1) 第 3 回八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会報告・・栗本副会長

(2) 27 年度第 3 回八王子市高齢者あんしん相談ｾﾝﾀｰ運営部会報告・・田中事務局次長

6. 地区連合会報告

(1) 由井地区連合会・・・田中事務局次長(高橋連合会長代理)

連合会主催の「防災フェスタ」11 月 8 日片倉つどいの森公園にて開催。

(2) 西部第二地区連合会・・・・鈴木連合会長

10 月 25 日第 5 小にて 6 町会合同の防災訓練開催。

(3) 加住地区連合会・・・内田（加住地区連合会長代理）

11 月 21 日、加住中校庭にて防災訓練実施。

(4) 横山南地区連合会・・・渡辺連合会長

9 月 18 日、千葉君津　ＪＦＥスチール見学、研修旅行実施。

(5) 元八地区連合会・・・福田連合会長

10 月 18 日北条氏照まつり実施。

(6) 浅川地区連合会・・・串田浅川地区連合会長

10 月 11 日　浅川地区運動会実施。

(7) 恩方地区連合会・・・今泉副会長

10 月 12 日　恩方地区運動会実施。

7. その他

(1) 26 年度「自治会活動責任賠償保険」保険金支払い状況表・・冨貴澤事務局次長より報告

(2) コンビニ店へのＡＥＤ設置場所について要望

平成 27 年 11 月 10 日(火)

※交代役員の紹介及び議題追加について・・・・前野事務局長

(1) 西部第一地区連合会長

新・中嶋廣一（元本郷町会）・・・・旧・馬場總和（元本郷町一丁目町会）

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1)「民生・児童委員」平成 28 年度末一斉改選について・・・・・・　福祉政策課

(2)「口座振替促進ポスター」掲示協の協力依頼・・・・・・・・・・・・・納税課

(3)「年末年始のゴミ・し尿などの収集」について・・・・・・・・・・ごみ減量対策課

(4)「地域密着型サービス事業所」運営推進議委員推薦の件・・・・・高齢者いきいき課

(5) 生活自立支援制度の周知について・・・・・・・・・・・・・・・・生活自立支援課

(6)　マイナンバー制度の通知について・・・・・・・・・・・・・・・・市民課

2.専門部の報告及び提案について

(1) 総務部・・・・・小室部長より報告

(2) 事業部・・・・・生永部長より報告

① 役員研修会について

② 新年懇親会の件

③ 町自連役員研修会について

(3) 広報部・・・・・・・・栗本部長より報告

① 地区広報担当者の選任名簿提出の件

②「町自連だより 29 号」の件

③ ホームページ「町自連」のリニューアルについて・・・冨貴澤事務局次長

(4) 組織部・・・・成瀬部長より報告

①「町会等運営ハンドブック」の編集途中経過報告

② 加入促進の取り組みについて

3. 都町連の報告・・・・・・・冨貴澤事務局次長

(1) 東京都町会連合会常任理事会報告について

(2) 全国自治会連合会創立 30 周年記念、

①平成 27 年度石川県金沢市大会 10 月 27 日(火)開催について

出席者・・町自連より、秋間会長・小室副会長・福田会計

・前野事務局長・富田樫沢事務局次長・5 名にて参加

②創立 30 周年特別功労感謝状受賞、秋間会長が受賞した。

4. 出向者報告

(1) 27 年度第 4 回高齢者福祉専門部会報告・・・・・田中事務局次長

(2) 27 年度第 4 回八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会報告・田中事務局次長

詳細は添付文書参照の事。

5. 地区連合会報告

(1) 由井地区連合会（高橋会長）⇒11/8 防災訓練実施報告・緑化フェアの件

(2) 元八地区連合会（福田会長）⇒10/17・18 北条氏照まつり開催の件

(3) 加住地区連合会（大澤会長）⇒センターまつり実施・11/21 防災訓練実施

・緑化フェアの件

(4) 恩方地区連合会（今泉会長）⇒11/13・14 夕焼け農場にての一泊研修会の件

(5) 横山北地区連合会（生永会長）⇒11/21・22 いちょう祭り開催・緑化フェアの件

(6) 浅川地区連合会（串田会長）⇒11/21・22 いちょう祭り開催・緑化フェアの件

(7) 西部第二地区連合会(鈴木会長)⇒10/25 防災訓練実施報告・いちょう祭り開催

・緑化フェアの件

(8) 由木地区連合会（栗本会長）⇒10/18 地区運動会開催報告・緑化フェアの件

(9) 西部第三地区連合（戸田会長）⇒いちょう祭り開催の件・本日追分交差点西側歩

道橋開通（来年東側歩道橋開通予定）の件

(10) 中部地区連合会（小室会長）⇒八王子駅北口周辺緑化フェアの件

(11) 南部地区連合会（小泉会長）⇒緑化フェアの件

(12) 西部第一地区連合会（中嶋会長）⇒10/4 秋の総合体験フェア実施の件

6. その他

(1) ＡＥＤのコンビニ設置については早速、市に申入れを行い

柏市の調査を行うとの回答を得ました現在その後の返事待っている所ですが

引き続き内容等検討行きたいと思っています

平成 27 年 12 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

(1)「確定申告」のポスター掲示及び回覧の協力依頼・・・・・・八王子税務署総務課

(2)「医療刑務所」跡地利用問題について・・・・・・・・・・・・都市計画部都市総務課

(3)「平成 28 年度交通災害共済」募集の協力依頼・・・・・・・・市民部市民生活課

（4）市制 100 周年記念事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 総務部記念事業課

2.「町会等運営ハンドブック」について・・・・・・冨貴澤事務局次長より報告。

3. 町自連ロゴマークの経過報告・・・・・・冨貴澤事務局次長より報告。

4. 専門部の報告及び提案について

（1）総務部・・・・・・・・・・・・・小室総務部長

① 自主財源の増強について

(2) 事業部・・・・・・・・・・・・・生永事業部長

① 役員研修会報告

② 新年懇親会について

③ 町自連研修会の件

④ 後期パソコン研修会募集結果報告・・・・冨貴澤事務局次長より報告。

(3) 広報部・・・・・・・・・・・・・栗本広報部長

① 地区広報担当者選任の件

② 町自連だより 29 号の件

③ ホームページ「町自連」リニューアルの件・・冨貴澤事務局次長より報告。

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・成瀬部長

① 「町会等運営ハンドブック」の件

② 「加入促進」の取組み

5. 都町連の報・・・・・・・・・・・冨貴澤事務局次長

(1) 12 月常任理事会報告

(2) 都「地域の底力再生事業助成」担当課が町自連常任理事会定例会に来訪の件

6. 出向者報告

(1) 第 3 回八王子市社会福祉協議会　児童福祉専門部会

児童福祉施設等認可部会報告・・・・・・・栗本副会長

(2) 第 5 回八王子市市民参加推進審議会報告・・・・・・・・・・・ 田中事務局次長

7. 地区連合会報告

(1) 浅川地区串田会長

①「ＮＨＫのクローズアップ現代」録画の件はその後如何か。

② 民生児童委員の定年延長の件、その後如何か。

(2) 東南部地区遠藤会長

① ＪＲ八王子駅西の陸橋の交通規制と現在の交通標識の見にくい、警察にも投げかけているが良い回答がない。

(3) 南部地区小泉会長

「運営ハンドブック」決算書(例)の内容確認(計算違い等)の事。

(4) 西部第二地区鈴木会長

① 甲州街道の西八駅入口、の信号と交通方式の変更が 12 月 1 日より変更になったが非常にわかりにくい、事故発生の危険もある。

※ 加住地区大澤会長より

(2)・(3)の問題について警察協議会のメンバーであり、協議会に出席し八王子警察質問をし、１月定例会にてその結果を報告します。

(5)　横山北地区生永会長

交流事業補助金利用で春日部市防災関連施設視察を実施した。

平成 28 年 1 月 12 日(火)

1.　関係機関の要請・依頼事項

(1) プロバスケットボール「東京八王子トレインズ」ボランティア協力の申入れ
・・・・・ＴＨＴマネジメント事務局

(2)「確定申告」のポスター掲示及び回覧の協力依頼・・・・・・八王子税務署総務課

(3)「市長選挙」ポスター掲示依頼・・・・・・・・・・・・・・・選挙管理委員会

(4)「生活習慣病予防の教室」の回覧依頼・・・・・・・・・・・大横保健福祉センター

(6)「屋外消火器」の設置基準の見直しについて・・・・・・・・防災課

(7)「全国都市緑化はちおうじフェア」基本計画について・・・・・都市緑化フェア準備室

2. 町自連のロゴマークの経過報告　・・・・・・・・・・・・　冨貴澤事務局次長

3.「地域の底力再生事業助成」制度について・・・・・・・　冨貴澤事務局次長

4. 専門部の報告及び提案について

（1）総務部　・・・・・・・・・・・小室部長

①平成 28 年度備品整備助成制度について

予算編成について新設町会対象に援助制度が追加新設される

②自主財源の拡充について

③町自連の定期総会日程（5 月 29 日）（17 時・エルシ―）

(2)　事業部　・・・・・・・・・木住野副部長

① 町自連新年懇親会（平成 28 年 1 月 9 日･土）

会場＝エルシ―（出席 107 名）

※新年懇親会収支決算報告・・・・・・・・・・・冨貴澤事務局次長

✧　決算書に対し理事会に於いて拍手をもって承認される

② 町自連研修会開催について平成 28 年 2 月 24 日（水）

会場＝いちょうホール

✧　本日封筒にて持ち帰り用資料用意

内容（入場整理券・町会へのご案内・名簿・ポスター）

✧　整理券については当日忘れることの無いよう注意願います

<u>※東京防災の冊子を使用しますので当日、必ず持参してください</u>

(3) 広報部・・・・・・・・・・・栗本部長

✧　「町自連だより 29 号」元八王子地区の特集について

「町自連だより 30 号」恩　方　地区の特集について

✧　ホームページ「町自連」リニューアル

✧　地区担当者について推薦のない町会については当面連合町会長名を

登録、担当者が決定し事務局にご連絡をいただき次第名簿の差し
替えますので決定するまで研修会には連合会長の出席を願います

(4) 組織部⇔「加入促進」の取組み・・・・・・・・成瀬部長

① 「加入促進」の取組みについて→不動産業者とのタイアップ検討

② 新任町会長研修会・・・・・平成 28 年 6 月 18 日（土）

新しい加入促進ハンドブックを研修資料に使用

※本日役員会終了後、部会を開催詳細について決定

事務局補足・・・・・・・・・・・・・・・・・冨貴澤事務局次長

「町会・自治会運営ハンドブック」について

最終確認（12 月）時、決算にわかりにくい部分が認められたため印刷

原稿の差し換えを行いましたので報告します。

◎都町連報告については 1 月度会議休みにつき報告事項なし

5. 出向者報告

(1) 平成 27 年度第 5 回高齢者福祉専門分科会報告・・・・・・・田中事務局次長

八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の制度と今後の予定について

報　告

① 地域密着型サービス事業所の新規指定について

② 平成 27 年度地域密着型サービス随時募集における応募事業者の審査結果について

③ 八王子市高齢者在宅サービス指定管理者について

その他

6. 地区連合会報告

(1) 西部第一地区（中嶋会長）・・・地域の防犯対策について

夜間に 15～16 歳頃の若者が公園にたむろ町会会館の網入ガラスの破損、放火

ガラス瓶を割り砂場に差し込む・交番に相談し見回り強化依頼防犯課にも相談防犯

カメラも設置

※助成金等の相談についても検討願いたい

答⇒相談の管轄について、都、市、警察、防犯か事務局からも確認する

(2) 浅川地区（串田会長）・・・研修会 2 月 24 日の動員数について

答え⇒世帯数についての 0.7%

7.その他

町自連事務局(冨貴澤事務局次長)

※いちょう祭り河瀬会長急逝について（通夜 1/14・告別式 1/15）

・八王子市の概要（平成 27 年度版）配布について

・クローズアップ現代（テレビ放映）の件について

インターネット→町内会（検索）→ユーチューブ（25 分番組）内容全て見ることが可能

・ＡＥＤ・・・・・・コンビニ設置について

・市制 100 周年記念バッチの販売協力について

平成 28 年 2 月 9 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
   (1) 南多摩医療圏「緊急医療救護所」設置及び運営訓練について・東京医科大学八王子ｾﾝﾀｰ
   (2)「町会・自治会のごみ」処理方法について・・・・・・ごみ減量対策課
   (3)「市民フォーラム」「市長と語る」の開催について・・・・・・総合経営部広聴課
   (4)「介護予防・日常生活支援」のサロン支援について・・・・福祉部高齢者いきいき課
2, 東京都「地域の底力再生事業助成」利用について・・・・・東京都都民生活部地域活動推進課
3, 第 3 回市長と三役会の懇談会について
4. 専門部の報告及び提案について
   (1) 総務部・・・福田副部長
   1 月 19 日部会を開催し検討したが、自主財源の増加は難しい、支出削減と補助金の増額を目指す事と方向付けをした、地区連合会内の町会自治会の加入を図る。
   5 月定期総会までに支出を精査し予算編成をしたい。
   (2) 事業部・・生永部長
   ① 町自連研修会
   (3) 広報部
   ① 町自連だより 29 号及び 30 号の件
   ② ホームページ「町自連」リニューアルの件・・冨貴澤事務局次長より
   (4) 組織部
   ① 加入促進の取組み
   ② 鑓水尾根協議会の町自連へ加入の件の中間報告・・前野事務局長より説明・報告
5. 出向者報告
   (1) 多摩都市モノレール八王子ルート整備促進協議会
   第 1・2 回検討部会報告・・・栗本副会長
   (2) 八王子市ごみゼロ社会推進協議会報告・・・・・・・・・・・・山崎監事
   (3) 八王子市市民参加推進審議会報告・・・・・・・・・・・・・・田中事務局次長
6. 地区連合会報告及び課題について
   (1) 高橋由井地区連合会長
   平成 28 年度よりみなみ野二丁目町会 98 世帯が由井地区連合会へ新規加入予定。
   自治会活動保険加入が目的。
7. その他
   (5) 「まちむら」132 号配布
   (6) 町自連ロゴマーク作成の記事が「読売新聞」1 月 27 日掲載コピー配布。

平成 28 年 3 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
   (1) 新加入連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・鑓水尾根町会協議会紹介
   (2)「純心桜まつり 2016」開催について・・・・・・・・・・・・東京純心女子大学

(3)「日赤社資」募集の処理方法について・・・・・・・・・・・・ 赤十字奉仕団
(4) 100 周年記念事業のポスターについて・・・・・・・・・・・・・記念事業課
(5) 平成 28 年度「健康保健センターの施設利用と事業について」
・・・・・・八王子市保健所(健康づくり担当)

2.「鑓水尾根協議会」加入の件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長
3. 平成 28 年度「地域の底力再生事業助成」ガイドブックについて・ 冨貴澤事務局次長
4. 第 3 回市長と三役会の懇談会報告、添付文書により説明・・・・・前野事務局長
5. ホームページリニューアルに伴う規程等改正の件・・・・・・・・冨貴澤事務局次長
6. 専門部の報告及び提案について
(1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小室部長
① 第 5 回定期総会に向けて⇔定期総会日程・5 月 29 日（日）17 時
② 平成 28 年度「新設町会」に対する備品整備特枠設定について
予算編成について新設町会対象に援助制度が追加新設される
対象・・・・11 町会
(2) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永部長
① 町自連研修会について⇒平成 28 年 2 月 24 日（水）
生永副会長・・・・・・お礼の挨拶
②町自連研修会経過報告・動員数集計表・決算報告・・・前野事務局長
(3) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・栗本部長
① 「町自連だより 30 号」恩方地区の特集について
② 町自連だより 31 号」中央地区の特集について
③ホームページリニューアルの件・・・・・・・・・・・・・・冨貴沢事務局次長
(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬部長
①「加入促進」の取組みについて→不動産業者との契約が完了
②新任町会長研修会開催・・・平成 28 年 6 月 18 日（土）
③ 組織部部会開催・・・・・・平成 28 年 4 月 11 日（月）午前 10:00
④町会自治会運営ハンドブックについて・・・・・・冨貴澤事務局次長
7. 都町連の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・冨貴澤事務局次長
① 2 月度都町連常任理事会の報告
② 3 月度都町連常任理事会の報告・・・・・・・・・・・前野事務局
8.出向者報告
(1) 八王子市学園都市文化ふれあい財団諮問委員会報告・・・・・高橋由井地区会長
(2) 平成 27 年度第 4 回八王子市食育推進会議報告・・・・・・・ 高橋由井地区会長
(3) 八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会・・・・ 栗本由木地区会長
(4) 八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員・・・・・ 田中事務局次長
(5) 平成 27 年度第 6 回高齢者福祉専門分科会報告・・・・・・・・田中事務局次長
(6) 八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会委員・・・・・・田中事務局次長
(7) 平成 27 年度第 5 回高齢者あんしん相談センター運営部会・・・田中事務局次長
(8) 保護司推薦委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・高橋由井地区会

✧　八王子市の保護司の定数は 154 名、現在 147 名（内 3 名は 3 月に退任）

✧　八王子市の構成施設（男・女）2 ヶ所の紹介。

✧　推薦者の名簿より審議し下恩方の 1 名が保護司就任の承認。

9.地区連合会報告及び課題について

①　浅川地区　→　梅まつりについて

②　加住地区　→　桜まつりについて（手づくり甲冑でのパレード）

③　横山北地区→　3/16 高尾防犯の女性部（100 名）の研修会実施
防犯カメラ設置の推進（高尾警察談）について
3/27（春の交通安全市民の集い）開催について

④　西部第二地区→地域のコミュニティのため新たな住民との交流を図る
場を設け町会に対する理解と親睦を深める
（結果、楽しく有意義な時間となりました

10.その他

①　世帯数に対する考え方と届出についての意見交換

②町会の加入者(マンション等集合住宅の住居者数と管理組合)について

事務局(冨貴澤事務局次長)

✧　自治会活動保険が 5 月に切り替となりますので町会長の変更に伴う
世帯数についても届出数が会費及び保険料請求の算定の基本となります
八王子市と町自連への届出に差が無いようお願います

【第２号議案】

平成27年度　決算報告書

自　平成27年4月　1日
至　平成28年3月31日

収入総額　　18，800，606　円
支出総額　　18，596，030　円
差引残高　　204，576　円

収入の部　　差額欄の△は予算比減少　　単位＝円

No.	項　目	予算額	決算額	差額	摘　　要
1	会　　費	2,380,000	2,403,840	23,840	実績　22地区　120,192世帯
2	特別会費	446,000	526,650	80,650	役員研修 増110千円　都町連・全自連 減30千円
3	市補助金	13,000,000	13,000,000	0	地区交流1,500千円、加入促進・広報他8,000千円、備品設備3,500千円
4	その他補助金	120,000	1,011,000	891,000	地域の底力助成　増H27前渡 891千円
5	保険手数料	380,000	400,000	20,000	実績　自治会活動賠償責任保険取扱手数料
6	雑　収　入	680,139	519,255	△ 160,884	ﾊﾟｿｺﾝ研修受講料 減194千円　懇親会残繰入等 増33千円
7	定期取り崩し	0	500,000	500,000	郵貯定額解約
	小　計	17,006,139	18,360,745	1,354,606	
8	前年度繰越金	439,861	439,861	0	
	合　計	17,446,000	18,800,606	1,354,606	

支出の部　　差額欄の△は予算比減少　　単位＝円

No.	項　目	予算額	決算額	差額	摘　　要
1	総　会　費	175,000	196,293	21,293	実績
2	事　業　費	881,400	1,631,002	749,602	ﾊﾟｿｺﾝ研修 減110千円　(新)運営ハンドブック 増859千円
3	地区交流費	1,500,000	1,500,000	0	地区交流 90,000×15　75,000×2
4	研　修　費	1,042,000	1,173,184	131,184	役員研修会 増104千円 、新任研修 増17千円、全体研修 増8千円ほか
5	広　報　費	2,028,000	2,822,440	794,440	町自連だより 増122千円、HP更新 増25千円、(新)HP移行 648千円
6	会　議　費	66,000	57,190	△ 8,810	実績
7	通信・配送費	376,000	338,882	△ 37,118	実績
8	事　務　費	520,000	506,088	△ 13,912	実績
9	人　件　費	6,320,000	6,051,608	△ 268,392	非常勤を除く　事務局次長 減253千円、事務局 減15千円
10	渉　外　費	300,000	371,000	71,000	実績
11	都　町　連	162,000	170,000	8,000	実績
12	慶　弔　費	50,000	46,200	△ 3,800	実績
13	役員交通費	40,000	27,980	△ 12,020	実績
14	備品設備費	3,520,000	3,593,899	73,899	事務局パソコン共有化等 増73千円
15	図書・資料費	9,800	9,800	0	
16	八王子市返戻金	0	0	0	
17	前年度未払い金	83,542	83,542	0	
18	雑　　費	14,858	16,922	2,064	振替手数料他
	小　計	17,088,600	18,596,030	1,507,430	
19	予　備　費	357,400	0	△ 357,400	
20	次期繰越金	0	204,576	204,576	
	合　計	17,446,000	18,800,606	1,354,606	

特別会計決算書

No.	項　目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘　　要
1	特別預金	500,000	0	500,000	0	郵貯定額預金
2	自治会活動保険	406,101	7,802,862	7,781,717	427,246	期中減には手数料一般会計振替400千円含む
	合　計	906,101	7,802,862	8,281,717	427,246	

繰越金明細

預金	66,344	⇒　みずほ　61,953円　郵貯　4,391円
現金	138,232	
合計	204,576 円	

【第３号議案】

前記の通り決算報告いたします。

会長　秋間利久　印

会計　廣元　浩　印

会計　福田一訓　印

前記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成28年4月12日

監事　山崎勲介　印

監事　水城靖雄　印

監事　木住野暢人　印

【第４号議案】

規程の一部改正について（報告）

本会の運営に関わる規程の一部を下記のとおり改正したので報告します。

１．地区連合会規程

（１）平成２８年５月１０日　「鑓水尾根協議会」の加盟承認追記及び移動集計修正
平成２８年３月８日に遡って施行

２．専門部規程

（１）平成２７年７月１４日　「組織部設置、部長を副会長選任」追加
平成２７年５月３１日に遡って施行

３．弔慰金規程

（１）平成２８年３月８日　「花輪」を「生花」に変更

４．表彰規程

（１）平成２７年５月３１日　「継続して４年以上」追加
平成２７年４月１日に遡って施行

（２）平成２７年７月１４日　「通算して４年以上」追加
平成２７年５月３１日に遡って施行
ただし、平成２８年度以降は、町自連発足以降対象

５．ホームページのメンテナンス規程

（１）平成２８年３月８日　ホームページ移行に伴う廃止

６．ホームページの管理規程

（１）平成２８年３月８日　ホームページ移行に伴う「名称変更（従前：ホームページの倫理規程)」及び「責務、運用」追加

７．町会等設備整備備品提供事業運用規程

（１）平成２７年１０月１３日　「同一建物を複数団体で利用の場合、代表団体限定」
「建物建設の場合、竣工後の申請」追加
平成２７年８月２７日に遡って施行

８．八王子市町会自治会連合会備品管理運営規程

（１）平成２７年１０月１３日　「保管場所対象外の場所、名称」追加
平成２７年８月２７日に遡って施行

【第５号議案】

平成２８年度　事業計画（案）

自　平成２８年４月　１日
至　平成２９年３月３１日

Ⅰ．総括

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連）」は、「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織で、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、第一に単位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重し、第二に地区連合会の活動を基本にして、第三に地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業に取組むこととする。

１．市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
２．行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努める。
３．高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
４．環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
５．交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
６．青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。
７．地区連合会を活性化するために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。
８．「町自連」の活動を、広報活動を通じて広く周知し、併せて組織強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信し広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
９．町会自治会等のＩＴ化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
10．東京都町会連合会及び全国自治会連合会との情報共有に努め、課題解決に向けた連携を図る。

Ⅱ．総務部

１．定期総会

平成２８年度定期総会を平成２８年５月２９日（日）に開催する。

平成２７年度の事業報告、決算報告、監査報告、規程改正状況報告、平成２８年度事業計画、予算の審議を行うとともに、退任町会自治会長に感謝状贈呈を行う。

２．自治会活動賠償責任保険の加入促進

町自連団体加入の割引率、運用面での適当範囲の広さ、保険使用後の保険料の変動抑制などのメリットを周知し、加入促進を図っていくとともに、事務手数料収入の増加に努める。

３．「町会・自治会設備整備支援補助金制度」の活用

宝くじ財団の資金及び八王子市の支援制度を活用し、町会に対し備品提供事業を実施し、町会活動の活性化の支援を図る。

また、要望団体が多く対応しきれない現状にあり、引続き制度充実を求めていく。

４．健全財政の確立

町自連は、結成されて１４年が経過し、この間活動領域を拡大してきた。特に、多摩地区で初めての東京都町会連合会への加入をはじめ、平成１７年と平成２４年の２度にわたる「事務交付金」の３０円増額、行政施策に対する市民の要望を反映させる取り組みなど数多く進めるとともに、活動領域の拡大に伴い平成２７年４月から事務局体制も強化してきた。

しかし、一方で大きな課題は財政問題である。健全財政の確立は、喫緊の課題となっている。

（１）町自連、地区連合会活性化に向けた助成金の活用

東京都「地域の底力再生事業助成」については、オリンピック・パラリンピック気運醸成活動に繋がる事業は、助成対象経費の１０/１０の補助率となるので、活用を図っていく。

八王子市の補助金は、「連合会運営（広報・研修・相談業務）助成」「地区交流事業助成」「設備整備支援助成」の３助成金合わせて８０万円増額の１，３８０万円となった。

（２）自主財源の確保について

新任町会・自治会長・役員研修会などの機会をとらえて、町自連未加入団体や町会自治会未加入者の「加入促進」を積極的に取組む。加えて、自治会活動賠償責任保険の加入を呼びかけ加入に結びつけていく。

（３）経費の節減と事業の見直し

経費の節減と事業の見直しは、広報部、事業部、組織部の各部間との連携を図り、継続して実施していく。

５．総務部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

Ⅲ．広報部

１．広報紙「町自連だより」の発行

（１）「町自連」の活動を周知のため、広報紙「町自連だより」を年４回発行する。

第３０号（4/１５）、第３１号（7/１５）、第３２号（１０/１５）、第３２号（1/１５）

（２）事業報告及び事業予告の他、身近な地域情報、町会情報（地域特集）を掲載する。

（３）協賛広告のスポンサーを募る。

２．ホームページ 「町自連」の運用

（１）町自連及び地区連合会において、事務局及び地区広報担当者により、身近な情報を速やかに発信していく。

（２）地区広報担当者の操作研修を随時実施する。

システムの運用（パスワードとデータ管理）・操作説明（ページ・写真作成等）

（３）協賛広告の募集を行い、自主財源の確保に努める。なお、広告の公共性等の判断は、広告の取扱規程に準じ行う。

３．その他広報活動

（１）町自連関連の情報について、新聞社支局等のメディアへの情報提供に努める。

（２）広報媒体として町自連ロゴマークの活用を図る。

４．広報部会の開催

広報紙「町自連だより」の発行に合わせ、年４回開催する。

・掲載内容、掲載記事の割付、発行スケジュール等

Ⅳ．事業部

１．パソコン研修会

町会自治会活動の「ＩＴ化支援策」と「高齢者の見守り事業と高齢者の引きこも

り防止」の２本柱で「パソコン研修会」を引続き開催する。
受講者増員対策として、実施時期、クラス編成等の検討を行う。

２．役員研修会
地区連合会の活動に活かすとともに、見聞を広めるために開催する。
今年度は、八王子市が「市制１００周年」むかえるにあたって、目的地を検討し実施する。
・時　期　平成２８年１１月

３．新年懇親会
新年恒例の「町自連新年懇親会」を開催し、懇親の場を活かし交流を深める。
・時　期　平成２９年１月

４．町自連研修会
町会にとって身近な問題や市民の関心の高い問題をテーマとして、開催する。
・時期及び会場　平成２９年２月　いちょうホール

５．事業部会の開催
事業進捗に合わせて、開催する。

Ｖ．組織部

１．新任町会長及び役員研修会
町会等の世帯数の減少に歯止めをかけ、加入促進につなげる活動の一環として、新任町会長・自治会長及び役員を対象とした研修会を開催する。
・日程及び場所　平成２８年６月１８日（土）　八王子市役所会議室

２．加入促進について
町会自治会への加入率が減少している現実を直視し、歯止めをかける活動を展開するために、八王子市と協働で作成した「町会・自治会加入促進ハンドブック」及び「町会・自治会運営ハンドブック」を活用し、具体的な活動を推進する。
（１）単位町会･自治会の会員増加に取組む。
「向こう三軒両隣」「互近助づきあい」のつながりを強め「助け合い」の組織強化を図る。
（２）町自連未加入の町会・自治会等に、町自連への加入を働きかける。
（３）町自連未加入の町会・自治会連合会等に、町自連への加入を働きかける。

（４） 平成２８年度東京都地域の底力再生事業助成を活用して、加入促進ののぼり旗、卓上のぼり旗、チラシなどを作成し、広く加入を働きかけていく。

３．不動産関連団体支部と相互協力

町自連では、平成２８年３月に不動産関連団体支部と相互協力の協定を締結しており、更なる町会加入促進を進めていく。

平成２８年度東京都地域の底力再生事業助成にて作成する加入促進の卓上のぼり旗の掲出、チラシなどの掲示による周知の協力を得るとともに、支部が行う事業に対して協力を行う。

４．「町会・自治会運営ハンドブック」の活用

市内の町会・自治会長の在任期間が短いことから、町会運営に係る事項を行政との協働でまとめ、「町会・自治会運営ハンドブック」として、平成２８年３月に作成・配付したもので、そのハンドブックの活用を新任町会長研修会などで活用していく。

５．「町会・自治会加入促進ハンドブック」の検討

平成２５年４月に配布されたが、その後の活用について、活用度のチェックは不十分ながらも、各町会で役員が交代された場合に新役員に引き継がれていないケースがあることが判明しており、ハンドブックの在庫も無くなっているので、改訂版の準備を進める。

６．組織部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

【第６号議案】

平成28年度　予算(案)

自　平成28年4月　1日
至　平成29年3月31日

収入の部　　差額欄の△は前年決算比減少　単位＝円

No.	項　目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘　要
1	会　費	2,436,000	2,403,840	32,160	23地区　12,180世帯
2	特別会費	498,000	526,650	△ 28,650	役員研修会 減30千円、都町連 増20千円、全自連 減19千円
3	市補助金	13,800,000	13,000,000	800,000	交流 増300千円、設備備品 増500万円
4	その他補助金	2,222,000	1,011,000	1,211,000	都地域の底力 H26精算 減120千円、H27前渡 891千円、 H27精算 増222千円、H28　増2,000千円
5	広告料	460,000	0	460,000	HPバナー広告　増460千円
6	保険手数料	420,000	400,000	20,000	平成27年度自治会活動保険手数料振替
7	雑　収　入	1,182,424	519,255	663,169	パソコン研修受講料 増663千円
8	定期取崩し	0	500,000	△ 500,000	
	小　計	21,018,424	18,360,745	2,657,679	
9	前年度繰越金	204,576	439,861	△ 235,285	
	合　計	21,223,000	18,800,606	2,422,394	

支出の部　　差額欄の△は前年決算比減少　単位＝円

No.	項　目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘　要
1	総　会　費	197,000	196,293	707	
2	事　業　費	3,120,000	1,631,002	1,488,998	ﾊﾟｿｺﾝ研修会 増224千円、運営ハンドブック作成　減860千円 (新)加入促進事業のぼり旗等作成　増2,125千円
3	地区交流費	1,800,000	1,500,000	300,000	地区交流 10000×18　増300千円
4	研　修　費	1,268,000	1,173,184	94,816	全体研修会 増33千円、役員研修 増56千円、都町連ほか 増5千円
5	広　報　費	1,946,000	2,822,440	△ 876,440	HP移行 減594千円、HP更新 減324千円、町自連だより 増42千円
6	会　議　費	66,000	57,190	8,810	
7	通信・配送費	259,000	338,882	△ 79,882	ゆうメール等活用ほか 減79千円
8	事　務　費	537,000	506,088	30,912	
9	人　件　費	6,499,000	6,051,608	447,392	非常勤を除く　事務局次長 増301千円、事務局ほか 増146千円
10	渉　外　費	370,000	371,000	△ 1,000	
11	都　町　連	162,000	170,000	△ 8,000	
12	慶　弔　費	46,000	46,200	△ 200	
13	役員交通費	39,000	27,980	11,020	都町連研修ほか　増11千円
14	備品設備費	4,048,000	3,593,899	454,101	新設町会支援 増500千円、事務局パソコン共有化等 減46千円
15	図書・資料費	10,000	9,800	200	
16	未払い金	0	83,542	△ 83,542	
17	八王子市返戻金	0	0	0	
18	定期預金	500,000	0	500,000	みずほBK
19	雑　　費	16,000	16,922	△ 922	
	小　計	20,883,000	18,596,030	2,286,970	
20	予　備　費	340,000	0	340,000	
21	次期繰越金		204,576	△ 204,576	
	合　計	21,223,000	18,800,606	2,422,394	

特別会計予算

No.	項　目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘　　要
1	特別定期預金	0	500,000	0	500,000	みずほ定期預金
2	自治会活動保険	427,246	7,933,233	7,956,571	403,908	67,100世帯
	合　計	427,246	8,433,233	7,956,571	903,908	

保険の期中の増減明細 世帯数＝67,184世帯
保険料＝118.23円×67,100世帯＝7,933,233円×95%＝7,536,571円

会則・規程集

平成２８年5月29日現在

八王子市町会自治会連合会

八王子市町会自治会連合会会則

第１章　総　則

(名　称)

第１条　本会は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）と称し、略称を町自連とし、事務所を八王子市元横山町一丁目２９番３号に置く。

(目　的)

第２条　本会は、町会･自治会・管理組合相互の連絡及び親睦を図り、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第２章　組織・運営

(構　成)

第３条　本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

２．この会は、地区連合会長を以て運営する。

第３章　事　業

(事　業)

第４条　本会は、第２条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）町会・自治会・管理組合の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。

（2）地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。

（3）各官公署その他各種団体と連携し協力する。

（4）その他、本会において必要と認めた事業。

第４章　役　員

(役　員)

第５条　本会に次の役員を置く。

（1）	会　　長	１　名
（2）	副　会　長	若干名
（3）	会　　計	２　名
（4）	監　　事	３　名
（5）	常 任 理 事	２６名以内
（6）	理　　事	若干名

(職　務)

第６条　役員の任務は次のとおりとする。

（1）会長は、本会を代表し会務を統括する。

（2）副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

（3）会計は、本会の会計を処理する。

（4）監事は、会務並びに会計を監査する。

（5）常任理事は、会の運営に関する事項を協議する。

（6）理事は、会の運営に関する事項の相談及び協議する。

(選　出)

第７条　役員の選出方法は次のとおりとする。

（1）　役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。

（2）　会長及び監事は、別に定める役員選考委員会規程で選考委員会を設置し、候補者の選考を行い、常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。

（3）　副会長及び会計は、会長が推薦し常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。

（4）　常任理事は地区連合会長を以て選任する。

（5）　理事は、地区連合会長経験者から選任し、会長が推薦し常任理事会で決定する。

(専門部)

第８条　会務遂行のため必要に応じて、常任理事会の合議により別に定める専門部規程で専門部を設置することができる。

(任　期)

第９条　役員の任期は２年とし再任を妨げない。

２．欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

３．辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧　問)

第 10 条　本会に顧問及び相談役を置くことができる。

２．顧問及び相談役は、常任理事会において推薦し会長が委嘱する。

第 5 章　会　議

(会　議)

第 11 条　会議は、定期総会・臨時総会・常任理事会・三役会とする。

２．会議の招集は、必要に応じて会長が招集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長は会議を招集しなければならない。

(総　会)

第 12 条　総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年 1 回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

２．総会は、次の事項を議決する。

（1）　事業報告及び事業計画の審議

（2）　決算及び予算の審議

（3）　役員の選出

（4）　会則の改廃

（5）　その他重要と認めた事項

３．総会の議長は、町会長等の中から選出する。

４．総会はすべての町会長等の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第 13 条　三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

２．三役会の議長は、会長がその任にあたる。

３．三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。
但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(常任理事会)

第 14 条　常任理事会は、会長・副会長・会計・常任理事・理事を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

２．常任理事会の議長は、会長がその任にあたる。

３．常任理事会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第 6 章　事務局

(事務局)

第 15 条　会務遂行のため事務局を置く。

（1）事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。

（2）事務局は三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。

（3）事務局は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第 7 章　会　計

（経　費）

第 16 条　本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

（会計年度）

第 17 条　本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付則１．この会則は、平成 14 年 6 月 8 日に制定し、施行する。
尚、設立年度の役員任期は 1 年とする。

２．事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

３．平成 21 年 5 月 23 日に改正し、施行する。

４．平成 24 年 5 月 27 日に改正し、施行する。

５．平成 26 年 5 月 25 日に改正し、施行する。

６．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

地区連合会規程

第１条　会則第３条による地区連合会は次のとおり区分する。

２．地区連合会の基準は、５町会以上で１，５００世帯以上とする。尚、既存の地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第２条　前条に基づき次のとおり設定する。

（1）	中部地区連合会	７	町会･自治会
（2）	東部地区連合会	１０	
（3）	元横地区連合会	６	
（4）	東南部地区連合会	６	
（5）	中央部地区連合会	２	
（6）	南部地区連合会	１２	
（7）	西部第一地区連合会	７	
（8）	西部第二地区連合会	６	
（9）	西部第三地区連合会	８	
(10)	本町地区連合会	３	
(11)	中央地区連合会	２１	
(12)	東北部地区連合会	１４	
(13)	浅川地区連合会	２２	
(14)	由木地区連合会	１９	
(15)	鑓水尾根協議会	６	
(16)	横山南地区連合会	２７	
(17)	横山北地区連合会	２４	
(18)	元八地区連合会	２７	
(19)	恩方地区連合会	３０	
(20)	川口地区連合会	１８	
(21)	加住地区連合会	１４	
(22)	由井地区連合会	２３	
(23)	北野地区連合会	２２	

町会・自治会数　合計　　３３４

付則１．この規程は、平成 14 年 6 月 8 日に制定し、施行する。

２．平成 14 年 9 月 10 日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。

３．平成 16 年 3 月新規加盟脱会集計により修正。

４．平成 17 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。

５．平成 18 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。

６．平成 19 年 4 月 10 日に改正し、施行する。

７．平成 19 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。

８．平成 20 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。

９．平成 20 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。

10．平成 21 年 5 月分割により修正。

11. 平成 21 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
12. 平成 22 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
13. 平成 23 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
14. 平成 24 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
15. 平成 25 年 5 月地区連合会再編及び新規加盟により修正。
16. 平成 26 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
17. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。
18. 平成 27 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
19. 平成 28 年 3 月 8 日の役員会にて鑓水尾根協議会の加盟承認により追記。
    平成 28 年 3 月 8 日新規加盟、連合会間移動集計により修正。

会計規程

第１条　この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。

第２条　予算書の作成は事業計画を基礎にして、常任理事会で原案を作成し、総会の議決に付す。

第３条　出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。

２．伝票は入金伝票、出金伝票の 2 種類とする。

第４条　伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。

２．伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。

第５条　担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。

第６条　担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。

２．会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。

第７条　会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。

第８条　郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。

２．預金通帳は、会計名義で作成し管理する。

第９条　会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。

２．会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。

第 10 条　会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、常任理事会に付議して決算書を作成する。

２．会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。

３．決算書の監査を受けた後、常任理事会で確認し定期総会の議決に付する。

第 11 条　監査は原則として年 1 回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。

２．監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。

第 12 条　監事は、監査の都度常任理事会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。

付則１．この規程は、平成 15 年 4 月 1 日に制定し、施行する。

２．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

分担金規程

第１条　会則第 16 条に基づく町会・自治会・管理組合の分担金は総会において決定する。
　　２．１世帯あたり年額２０円とする。
第２条　前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。
第３条　前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で８月末日までに納入する。

付則１．この規程は、平成 14 年 6 月 8 日に制定し、施行する。
　　２．平成 16 年 5 月 11 日に改正し、5 月 30 日承認・施行する。
　　３．平成 17 年 5 月 10 日に改正し、施行する
　　４．平成 20 年 8 月 12 日に改正し、平成 21 年度より適用する。
　　５．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

役員選考委員会規程

(趣　旨)
第１条　この規程は、会則第 7 条第１項（２）に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し､候補者を選出するために設ける役員選考委員会（以下「選考委員会」という）について定める。
(設置・解散)
第２条　選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。
(構　成)
第３条　選考委員会は、会長、副会長、会計及び監事を除く常任理事の中から選任された７名によって構成する。
　　２．選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。
　　３．委員長は、会務を統括する。
　　４．副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。
(会　議)
第４条　選考委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
　　２．役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。
(推　薦)
第５条　選考委員会で選任された候補者は、常任理事会に報告し常任理事会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則１．この規程は、平成 21 年 4 月 27 日に制定し、施行する。
　　２．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

専門部規程

(目　的)

第１条　この規程は、組織の運営を効率よく機能させるため、会則第８条に基づく専門部を設置し、役員全員が役割分担して推進することを目的とする。

(専門部)

第２条　会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

（１）総務部

（２）広報部

（３）事業部

（４）組織部

(職務分掌)

第３条　各部の職務分掌は以下のとおりとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

（１）総務部

広報部、事業部及び組織部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に関わる。

（２） 広報部

広報紙「町自連だより」、回覧「広報　町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営のほか情報管理及び広報活動全般を担当する。

① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。

② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。

③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。

（３）事業部

研修会・懇親会等事業に関する事項を担当する。

（４） 組織部

加入促進をはじめ組織の拡大強化に関する事項を担当する。

(担　当)

第４条　専門部は、活動を機動的に推進するため、常任理事及び理事を専門部に配属し、会長は全体を統括する。また、事務局は各専門部の事務局担当を補佐する。

２．各専門部に部長及び副部長を置く。

３．部長及び副部長は三役を以ってあて、副会長を部長に選任し、担当する部の運営にあたる。

(その他)

第５条　規程外事項については、常任理事会で協議する。

付則１．この規程は、平成 21 年 9 月 8 日に制定し、施行する。

２．平成 22 年 5 月 11 日に改正し、施行する。

３．平成 23 年 6 月 14 日に改正し、施行する。

４．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

５．平成 27 年 7 月 14 日に改正し、平成 27 年 5 月 31 日に遡って施行する。

弔慰金規程

第１条　本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典･生花を贈ることができる。

第２条　町会長・自治会長･管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次のとおりとする。

（１）不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により常任理事会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。

（２）死亡の場合は、１万円の香典及び生花１基。

第３条　町会長等の配偶者が死亡した時の香典は１万円とする。

第４条　連絡方法については次のとおりとする。

（１）当該町会・自治会・管理組合は、地区連合会長に連絡をする。

（２）地区連合会長は、事務局長に連絡する。

（３）事務局長は、会長、副会長等に連絡し指示を受ける。

付則１．この規程は、平成 14 年 6 月 8 日に制定し、施行する。

２．平成 19 年 3 月 13 日に改正し、施行する。

３．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

４．平成 28 年 3 月 8 日に改正し、施行する。

表彰規程

第１条　本会の地区連合会長・町会長・自治会長・管理組合理事長が次の表彰基準に該当するときには、常任理事会の決定に基づき表彰することができる。

第２条　表彰の基準は次のとおりとする。

（１）　地区連合会長・町会長・自治会長・管理組合理事長を継続して 4 年以上努め退任した者。

（２）　町会長・自治会長・管理組合理事長を通算して 4 年以上努め退任した者で地区連合会長が推薦する者。

（３）　地区連合会長を通算して 4 年以上努め退任した者

（４）　本会の運営に特に功労のあった者。

第３条　表彰の内容は次のとおりとする。

（１）感謝状及び記念品を贈呈する。

第４条　連絡方法については次のとおりとする。

（１）当該町会・自治会・管理組合は、年度末までに就任･退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。

（２）地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。

（３）会長は、年度始めの常任理事会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第５条　表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

付則１．この規程は、平成 15 年 4 月 1 日に制定し、施行する。

２．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日に遡って施行する。

３．平成 27 年 7 月 14 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日に遡って施行する。

なお､平成 28 年度以降の対象については､八王子市町会自治会連合会発足以降とする。

事務局員職務規程

(総　則)

第１条　この規程は、会則第 15 条に基づき事務局について定める。

(事務局)

第２条　事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第３条　事務局長は、会則第１５条に基づき三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

２．事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。

３．事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

（事務局次長）

第４条　事務局次長は、会則第１５条に基づき三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局次長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

２．事務局次長は、事務局長の指示により事務を行う。

３．常勤の事務局次長は、雇用契約書（別紙様式）を取り交わし双方が各一部保管する。その給料については、三役会で検討し常任理事会で決定する。尚、通勤交通費は別に定める細則に基づき支給する。

４．非常勤の事務局次長は、ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し常任理事会で決定する。

(事務局員)

第５条　事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し常任理事会に報告する。

２．採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。

３．勤務は、月曜日から金曜日の９時～１２時、１３時～１６時とし、２人制１人勤務とする。但し、国民の祝日及び年末年始は休日とする。尚、三役会・常任理事会・部会にも出席するものとする。

４．会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。

５．部会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する．その額は、別途三役会で検討し常任理事会で決定する。

６．賃金は、三役会で検討し常任理事会で決定する。毎月月末締めで翌月１５日に支払うものとする。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

(雇用期間)

第６条　常勤の事務局次長及び事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は３月３１日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(勤　務)

第７条　事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

２．八王子市町会自治会連合会(以下「本会」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。

３．本会、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。

４．職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。

（１）知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。

（２）パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(臨時事務局員)

第８条　職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当り実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し常任理事会で決定する。

(その他)

第９条　規程外事項については、常任理事会で協議する。

付則１．この規程は、平成 18 年 9 月 12 日に制定し、平成 18 年 7 月 1 日に遡って施行する。

２．平成 19 年 7 月 10 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日に遡って施行する。

３．平成 20 年 4 月 8 日に改正し、平成 20 年 4 月 1 日に遡って施行する。

４．平成 24 年 4 月 10 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日に遡って施行する。

５．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日に遡って施行する。

事務局員の通勤交通費細則

(総　則)

第１条　この細則は、事務局員職務規程の第 3 条 3 項、第 4 条 3 項及び第 5 条 6 項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第２条　通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(通勤交通費算出基準)

第３条　通勤交通費の対象は、片道２ｋｍ以上とし、算出基準は下記のとおりとする。

１．公共交通機関を利用する場合は合理的かつ最小限の実費を支給する。

２．自転車の場合は、月額 2,000 円とする。

３．原付自転車、二輪自動車及び自家用自動車の場合は下記のとおりとする。

（１）　２～　３ｋｍ　⇒　月額　2,000 円

（２）　３～　６ｋｍ　⇒　月額　3,000 円

（３）　６～　９ｋｍ　⇒　月額　4,500 円

（４）　９～１２ｋｍ　⇒　月額　6,000 円

（５）１２～１５ｋｍ　⇒　月額　7,500 円

（６）１５～１８ｋｍ　⇒　月額　8,900 円

（７）１８～２１ｋｍ以上　⇒　月額　10,400 円

(その他)

第４条　規程外事項については、常任理事会で協議する。

付則１．この細則は、平成 21 年 7 月 14 日に制定し、平成 21 年 4 月 1 日に遡って施行する。

２．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日に遡って施行する。

広告の取扱規程

(目　的)

第１条　この規程は、八王子市町会自治会連合会が作成する広報紙・ホームページ等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象物)

第２条　会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。但し、常任理事会が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から除外する。

(掲載の範囲)

第３条　掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会・管理組合等の活動を支援するためのものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

（１）印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。

（２）政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。

（３）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。

（４）その他、常任理事会が掲載する広告として妥当でないと認めたもの。

(広告の掲載順序)

第４条　掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次のとおりとする。

（１）国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。

（２）私企業のうち、公共的性格のある企業。

（３）（１）及び（２）に掲げる以外の私企業及び自営業。

（４）その他、掲載する広告として妥当と常任理事会で認めるもの。

(広告の掲載位置)

第５条　広告の掲載位置は、原則として次のとおりとする。

（１）「町自連だより」は、一面を除いて広報部が指定する位置。

（２）ホームページは、広報部が指定する位置。

（３）その他、常任理事会が指定する位置。

(広告掲載料)

第６条　広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報部で決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第７条　広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

２．前項に係わらず、第４条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第８条　広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込むものとする。

(広告掲載の決定)

第９条　会長は、前条の申込書を受理したときは、広報部に諮り第３条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

２．広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。

３．広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿を提出すること。

(広告掲載料の納付)
第 10 条　広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。
(広告主の責任等)
第 11 条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
２．版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。
(広告掲載の取り消し)
第 12 条　会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。
(広告掲載料の返還)
第 13 条　広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。
(その他)
第 14 条　規程外事項については、常任理事会で協議する。

付則１．この規程は、平成 18 年 10 月 10 日に制定し、施行する。
２．平成 19 年 7 月 10 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日に遡って施行する。
３．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

ホームページの管理規程

(趣　旨)
第１条　この規程は、八王子市町会自治会連合会ホームページ(町自連＝ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び町会・自治会・管理組合のホームページをリンクする場合等について定める。
(目　的)
第２条　ホームページは、八王子市町会自治会連合会の常任理事会が設置した広報部の責任の下に、傘下の町会・自治会・管理組合をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための情報発信のツールとして活用することを目的とする。
(広報部の権限)
第３条　広報部では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。
（責　務）
第４条　運用に際しては、会長もしくは地区連合会長は、ホームページに掲載する内容について、広報部員との情報共有を図り、情報の精査及び情報の適正な管理を行うものとする。
（運　用）
第５条　広報部員は、ホームページの更新等にあたっては、付与されたパスワードを使用し、適正に管理するとともに、情報発信に努めるものとする。
(リンクの禁止)
第６条　第 2 条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)
第７条　以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。
　１．常任理事会で未承認事項
　２．第三者への誹謗･中傷
　３．わいせつな画像･文章
　４．著作権を侵害するような記事
　５．暴力を助長するような記事
　６．特定の宗教･政治団体を支持し、又は反対すること。
　７．システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
　８．人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
　９．その他不適切な内容を含む記事
(その他)
第８条　規程外事項については、常任理事会で協議する。

付則１．この規程は、平成 20 年 11 月 11 日に制定し、施行する。
　２．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。
　３．平成 28 年 3 月 8 日に改正し、施行する。

町会等地区連合会交流事業助成金交付規程

(趣　旨)
第１条　この規程は、町会等地区連合会（以下「地区連合会」という）が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「本会」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する助成金について、必要な事項を定める。
(目　的)
第２条　地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。
(地区連合会)
第３条　この規程における地区連合会とは、本会に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので､自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。
(交付の対象)
第４条　助成金の交付の対象となる事業は、町会等活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年１回とする。
(対象経費)
第５条　助成の対象となる経費は、次のとおりとする。
　①　報償費(講師謝礼等)　②　借上げ費(会場・バス等)　③　印刷費　④　交通費
　⑤　教材等購入費　⑥　通信運搬費　⑦　その他会長が特に認めた経費
(算定基準)
第６条　助成金の額は、１地区連合会につき 10 万円以内とする。
(交付申請)
第７条　助成金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第 3 号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

(交付決定)

第８条　会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第４号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第９条　助成金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき 30 日以内に行うものとする。

(助成金の経理と実績報告)

第 10 条　助成金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第６条に定める事業費として使用しなければならない。

２．交流事業が完了したときは、完了後１ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第５様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(助成金の額の決定)

第 11 条　前条第２項の実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書(第６号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第 12 条　次の各号に該当する場合は、会長は、助成金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

（１）助成金をその目的に反して使用したとき。

（２）その他この規程に違反したとき。

(助成金に関する調査)

第 13 条　会長は、助成金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び助成金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則１．この規程は、平成 20 年４月８日制定し、平成 20 年４月１日に遡って施行する。

２．平成 20 年１１月１１日に改正し、施行する。

３．平成 27 年５月３１日に改正し、施行する。

町会等設備整備備品提供事業運用規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、八王子市町会・自治会設備整備支援補助金交付要綱に基づき、八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）が実施する町会・自治会等に対する備品提供事業の当該年度において予算の範囲で提供する備品について、必要な事項を定める。

２　本事業は、市が財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業（宝くじ助成）を活用し、備品提供事業の助成を行うことから、町自連が事業の主体となり、備品の購入、提供、管理、その他コミュニティ助成事業で定める必要な事務を行う。

３　提供する備品は、助成事業の趣旨により無償貸与とする。

（目　的）

第２条　町会・自治会等への備品提供事業を通じて、地域活動の活性化に資することを目的とする。

（町会・自治会等）

第３条 この規程における町会・自治会等とは、町自連に加入の町会、自治会、管理組合、地区連合会のほか、未加入の町会、自治会、管理組合及び市に届出済みの団体をいう。

（申請対象団体）

第４条　申請対象となる団体は、市の限られた補助金の範囲内での提供、また、多くの町会・自治会等に広く備品を提供するため、未助成団体を優先する。

２　助成実施団体の申請については、助成後５年経過後の前年度の指定する期日までに本会に申請できるものとする。

３　同一の建物を複数の町会・自治会等で利用している場合については、備品を共用することが可能なため、申請は代表の町会・自治会等に限定する。

４　町会会館等の建設にあたっての申請については、竣工後に申請できるものとする。

（対象となる備品）

第５条　対象となる備品は、地域コミュニティ活動に必要な備品として、相応しい内容のもので、別表に掲げるものとする。

（備品提供申請）

第６条　備品の提供を受けようとする町会・自治会等は、設備整備事業備品提供申請書（第１号様式）に希望する備品の関係書類を添えて、提供希望年度の前年度の指定する期日までに本会に申請するものとする。

（選　考）

第７条　備品提供の対象となる町会・自治会等への助成額は、１団体につき 20 万円以内とし、提供の対象とする町会・自治会等については、町自連三役会で構成する選考会にて決定するものとする。

（内　定）

第８条　前条の選考の結果、内定した対象の町会・自治会等に、備品提供選考結果通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の変更）

第９条　事業計画の変更や収支計画の変更及び備品の変更の必要が生じた場合は、速やかに設備整備備品提供変更申請書（第３号様式）を作成し、町自連に提出すること。

（決　定）

第 10 条　申請年度の翌年度、町会・自治会等に、備品提供決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

（備品の提供時期）

第 11 条　備品の提供時期は、申請年度の翌年度とする。

（備品の管理）

第 12 条　提供を受けた備品は、町会・自治会等で適切な管理をおこなうこと。
なお、破損等により廃棄処分する場合には、町自連まで連絡すること。

付則１．この規程は、平成 26 年 9 月 9 日制定し、施行する。
２．平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。
３．平成 27 年 10 月 13 日に改正し、平成 27 年 8 月 27 日に遡って施行する。

＜別　表＞

※無償貸与の対象となる備品は下記のとおり

対象となる備品
机、椅子、テーブル、座卓、収納庫など

※参考：無償貸与の対象とならない備品は下記のとおり

対象とならない備品
・個人の利用にとどまるもの ・広場の砂場や遊歩道等の整備 ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット，襖、アコーディオンカーテン等） ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品 ・防災目的の備品（市指定の防災資器材関連） ・地域性のない楽器類 ・自転車 ・動力のついた屋台、山車等 ・車両に搭載する目的の備品 ・防犯カメラ ・水車 ・PC アプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする） ・ホタル等の育成に関する設備、備品 ・一般調理器具 ・照明器具等（電球のみの場合）

八王子市町会自治会連合会備品管理運営規程

（目　的）

第１条　この規程は、八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）の所有する備品を適正に管理し,その使用の際の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（保管場所）

第３条　備品の保管場所は、提供を受ける団体（以下「町会・自治会等」という。）の事務所とする。

なお、公共施設等で公園・防災・コミュニティ等目的が限定されている場所（公園清掃用具倉庫・防災倉庫・地区会館等）については、保管場所対象外とする。

但し、事務所等がない町会・自治会等は町自連の了解を受けた場所とする。

（保管責任者）

第４条　町会等設備整備備品提供事業運用規程第３条に定める団体の長（以下「町会長」という。）とする。

（維持管理）

第４条　備品の維持管理は、備品の提供を受けた町会・自治会等が行うものとする。

（使用方法）

第５条　町会長に申し込み、所定の手続きをもって許可を得ること。

（使用の範囲）

第６条　町会・自治会等の活動及び地域コミュニティの活性化を図るために使用する。

（使用時間）

第５条　使用時間は、原則として、町会・自治会等の事務所の利用時間内とする。但し、特に町会長が認めたときは、この限りではない。

（使用料）

第８条　使用料は、無料とする。

（損害賠償）

第９条　備品を使用した者がその備品に損害を与えたときは､損害額を賠償しなければならない。

（譲渡の禁止）

第10条　備品を使用した者は、その備品を譲渡・転貸してはならない。

（その他）

第11条　この規程に定めのない事項については、町自連三役会で決定する。

付則１．この規程は平成26年９月９日に制定し、施行する。

２．平成27年５月31日に改正し、施行する。

３．平成27年10月13日に改正し、平成27年８月27日に遡って施行する。

会長等役員の管外出張に伴う車賃支給細則

（総　則）

第１条　この細則は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）会長もしくは役員の管外出張に伴う自家用車使用の車賃支給の取扱について定める。

（車賃支給）

第２条　会長もしくは役員が本会を代表して、管外で開催される会議や研修会等に出席する場合は、原則として、公共交通機関を利用するものとするが、やむなく自家用車を使用した場合は、車賃を支給する。

（車賃算出基準）

第３条　車賃の対象は、管外とし、算出基準は下記のとおりとする。

１．本会の事務所から開催地の会場までの合理的な経路の概算距離とする。

２．１ｋｍ未満の端数は切り捨てとする。

３．別途定める１ｋｍあたりの単価を乗じた額を支給する。

４．有料道路等については、実費とする。

５．自家用車に乗り合わせて利用する場合は、車の所有者のみとする。

（その他）

第４条　規程外事項については、常任理事会で協議する

付則１．この規程は、平成 27 年 5 月 31 日制定し、施行する。

審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署
	【行政審議会・委員会】		
1	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会	1	総務部総務課
2	八王子市談合監視委員会	3	財務部契約課
3	八王子市生活安全対策協議会	1	生活安全部防犯課
4	八王子市暴走族追放推進連絡協議会	1	生活安全部防犯課
5	八王子市親切会	2	市民活動推進部協働推進課
6	八王子市防災会議	1	生活安全部防災課
7	八王子市国民保護協議会	1	生活安全部防災課
8	はちおうじ健康づくり推進協議会	2	健康政策課
9	八王子市景観審議会	1	まちなみ景観課景観課
10	八王子市迷惑駐車等防止対策連絡会	1	道路事業部交通事業課
11	八王子市交通安全対策協議会	1	道路事業部交通事業課
12	八王子市市民企画事業補助金審査委員会	1	市民活動推進部協働推進課
13	八王子市男女共同参画施策推進委員会	1	男女共同参画課
14	八王子市斜面緑地保全委員会	1	環境部環境保全課
15	八王子市環境審議会	1	環境部環境政策課
16	八王子市海外都市交流連絡推進協議会	1	市民活動推進部国際交流課
17	八王子市保健福祉センター運営協議会	1	東淺川保健福祉センター
18	八王子市ごみゼロ社会推進協議会	3	環境部ごみ減量対策課
19	八王子市まちづくり審議委員会	1	まちなみ景観課
20	八王子市地域公共交通会議	1	交通企画課
21	八王子市廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会	1	環境部ごみ減量対策課
22	八王子市特別職報酬審議会	1	総務部職員課
23	八王子市市史編纂審議会	1	市史編纂室
24	八王子市温暖化防止センター運営委員会	1	環境政策課
25	八王子市行財政改革推進審議会	1	行革推進課
26	八王子市環境推進会議	1	環境部環境政策課
27	八王子市市民参加推進審議会	1	広聴課
28	八王子市障害者自立支援協議会	1	障害者福祉課
29	八王子市保護司候補者検討協議会	1	東京保護観察所立川支部
30	八王子市保健所協議会	1	保健所　健康政策課
31	認知症高齢者ネットワーク会議	1	高齢者福祉課
32	八王子市民生委員推薦会	1	福祉政策課
33	八王子市社会福祉審議会　児童福祉専門分科会	1	福祉政策課
34	八王子市社会福祉審議会　高齢者福祉専門分科会	1	福祉政策課
35	八王子市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会	1	福祉政策課
36	八王子市消費生活審議会	1	八王子市消費生活センター
37	八王子市環境マネジメントシステム監査員	1	環境政策課
38	八王子市自転車駐車問題対策協議会	3	交通事業課
39	八王子市食育推進会議	1	保健所　健康政策課
40	八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会	1	都市戦略課
41	人権擁護委員	1	総務課
42	八王子市動物愛護推進協議会	1	保健所　生活衛生課
43	全国都市緑化八王子フェア実行委員会	1	都市緑化フェア推進室

審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署
	【検討会・策定委員会】		
1	八王子市学校安全対策検討委員会	1	教育総務課
2	介護保険事業計画策定検討委員会	1	高齢者いきいき課
3	災害時要援護者支援推進連絡会	1	福祉政策課
4	八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会	1	中心市街地政策課
5	八王子市障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会	1	障害者福祉課
6	八王子市制100周年記念事業実行委員会	1	記念事業課
7	八王子市制100周年記念事業実行委員会　広報宣伝委	1	記念事業課
8	使用料等受益者負担適正化検討会	1	行政管理課
9	多摩都市モノレール八王子ルート整備促進協議会	1	交通企画課
	【行政外郭団体等】		
1	八王子学園都市文化ふれあい財団財団　　諮問委員会	1	八王子学園都市文化ふれあい財団
2	八王子まつり	1	八王子まつり
3	八王子まつり実行委員会　実行委員	22	八王子まつり実行委員会
4	八王子花火大会実行委員会	1	八王子観光協会
4	全関東八王子夢街道駅伝競走大会実行委員会　委員・運営委員	1	事務局＝スポーツ振興課
5	八王子市社会福祉協議会　理事・評議員	15	八王子市社会福祉協議会
	〃　ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動推進協議会	1	〃
	〃　歳末たすけあい募金配分検討委員会	1	〃
6	美しい八王子をつくる会　　委員	22	事務局＝ごみ減量対策課
7	東京都赤十字協賛委員支部協議会	1	日本赤十字社東京都支部
8	八王子交通安全協会	1	八王子交通安全協会
9	高尾交通安全協会	1	
10	八王子防犯協会	1	
11	八王子防火防災協会	2	
12	「租税教育推進宣言の街・八王子」協議会	1	
13	社会を明るくする運動八王子実施委員会	1	生涯学習総務課
14	八王子いちょう祭り祭典委員会	1	
15	八王子国際協会　理事	1	

平成27年度　八王子市町会自治会連合会

町自連地区連合に加盟している町会・自治会・管理組合は以下のとおりです。　　28．3．8 現在

	地区連合会	団体数	世帯数	町会・自治会・管理組合名称				
1	**中部地区**	7	1,841	三崎町町会	中町町会	南町町会	寺町一丁目町会	寺町二丁目町会
	会長 小室　崇司			天神町町会	南新町町会			
2	**東部地区**	10	4,753	横山町一丁目町会	横山町二丁目町会	横山町三丁目町会	新町町会	明神町一丁目町会
	会長 上田　幸夫			明神町二丁目町会	明神町三丁目町会	明神町四丁目町会	東町町会	旭町町会
3	**元横地区**	6	1,663	元一自治会	元横山町第二町会	元横山町中部自治会	元横山町第四町会	元横山町第五自治会
	会長 秋間　利久			田町町会				
4	**東南部地区**	6	4,731	子安町一丁目町会	子安町二丁目町会	子安町三丁目町会	子安町東四丁目町会	子安町西四丁目町会
	会長 遠藤　一郎			万町一丁目町会				
5	**中央部地区**	2	750	八日町一・二丁目町会	上八日町町会			
	会長 青木　正明							
6	**南部地区**	12	5,514	万町二丁目町会	上野町一丁目町会	上野町二丁目町会	上野町三丁目町会	台町一丁目町会
	会長 小泉　正明			台町二丁目町会	台町三丁目町会	台町四丁目町会	緑町東町会	緑町西町会
				緑町南町会	ローズハイツ八王子管理組合			
7	**西部第一地区**	7	2,208	元本郷町栄和会	元本郷町会	元本郷町一丁目町会	西八親和会	元本郷三丁目生栄会
	会長 馬場　總和			市営元本郷団地自治会	元本郷なごみ会			
8	**西部第二地区**	6	3,385	千人町一丁目町会	千人町二丁目町会	千人町三・四丁目町会	日吉町一丁目町会	日吉町二丁目町会
	会長 鈴木　弘明			長房町水崎町会				
9	**西部第三地区**	8	3,500	八幡町一・二丁目町会	八幡上町町会	八木町町会	追分町会	平岡町町会
	会長 戸田　弘文			本郷町町会	大横町町会	小門町町会		
10	**本町地区**	3	809	本町一丁目町会	本町二丁目町会	本町三丁目町会		
	会長 塩野　良光							
11	**中央地区**	21	10,229	元横上町会	暁東町会	中野町東二丁目町会	中野町東三丁目町会	中野上町東四町会
	会長 成瀬　義雄			中野西一町会	中野上町西二町会	中野西三町会	中野町甲和会	大和田一丁目町会
				大和田町会	大和田中央町会	上大和田町会	大和田相和会	大和田町四丁目親和会
				八王子市富士見町自治会	清川町自治会	八王子サンランド自治会	ひよどり山自治会	仲田橋自治会
				わらび会自治会				
12	**東北部地区**	14	7,291	高倉町町会	松風会	石川町会	北八王子町会	宇津木町町会
	会長 渡辺　孝夫			宇津木インターヒル自治会	平町町会	小宮町会	大谷町町会	丸山町滝山台自治会
				宇津木台中央自治会	久保山町町会	石川団地自治会	大谷町さつき野台自治会	
13	**浅川地区**	22	6,078	新地町会	三田町会	原宿町会	原町内会	八王子サニーハイツ管理組合
	会長 串田　孝義			初沢町第一町内会	初沢町第二町内会	三和団地自治会	高尾町中宿町会	高尾町上宿町会
				落合町会	高尾町五丁目町会	南浅川町会	西浅川町会	駒木野町会
				荒井町会	摺指町会	小仏町会	高尾パークハイツA棟自治会	
				廿里町会	高尾パークハイツB棟管理組合		高尾下宿町会	
14	**由木地区**	19	5,989	下柚木町会	中山町会	越野自治会	堀之内町会	南陽台自治会
	会長 栗本　正男			上柚木第2団地自治会	上柚木神明町会	上柚木中央町会	上柚木下郷町会	上柚木2丁目町会
				東中野自治会	大塚日向自治会	大塚団地自治会	由木ヶ丘自治会	大塚日影自治会
				鑓水町会	南大沢町会	別所町会	松木町会	
15	**鑓水尾根地区**	6	1,494	パークフィーネ南大沢管理組合、リンクソシエ南大沢管理組合、鑓水第二団地自治会、グランスイート南大沢管理組合、				
	会長 浅井　雄治			プレセダンヒルズ南大沢管理組合、ベルテラッセ南大沢管理組合				
16	**横山南地区**	27	14,331	散田本町町会	中散田町会	散田東町町会	散田町第一町会	東雲町会
	会長 渡辺　豊久			西八王子ハイツ自治会	山田町町会	豊徳台団地自治会	朝日ヶ丘自治会	狭間町会
				めじろ台一丁目町会	めじ ろ台二丁目町会	めじろ台三丁目町会	めじろ台四丁目町会	めじろ台三田自治会
				高尾紅葉台自治会	館町町会	館町団地自治会	椚田町大巻町会	椚田町一丁目町会
				寺田町町会	寺田東町町会	大船町会	グリーンヒル寺田自治会	ゆりのき台自治会
				上館町会	レーベンスクエアリマインドヒルズ自治会			
17	**横山北地区**	24	4,156	並木町一丁目町会	並木町二丁目町会	長房台自治会	船田町会	長房町会
	会長 生永　恭博			長房自治会	長房町中郷町会	八王子陵東自治会	長房中耐自治会	都営長房北団地自治会
				ふくのみ自治会	長房南団地光南自治会	あけぼの自治会	南中央自治会	西16自治会
				西17・18・19自治会	西26自治会	西12自治会	西13号棟自治会	長房アパート西15号棟自治会
				西23自治会	南3号棟自治会	長房団地南1号棟自治会	南2号棟自治会	
18	**元八地区**	27	10,831	大楽寺神戸町会	大楽寺町関口町会	大楽寺町千本木町会	上壱分方町神戸町会	大柳町会
	会長 福田　一訓			諏訪団地自治会	諏訪下町会	諏訪中町会	諏訪上町会	四谷町会
				叶谷町会	泉町町会	横川町一丁目町会	横川町二丁目町会	横川町三丁目町会
				横川町四丁目町会	横川町五丁目町会	緑ヶ丘町会	つつじヶ丘自治会	さつき野自治会
				弐分方町一丁目町会	弐分方町二丁目町会	川町町会	元八王子町一丁目町会	元八王子町二丁目町会
				元八王子町三丁目町会	松子舞自治会			
19	**恩方地区**	30	3,879	大幡町会	紙谷町会	宝生寺団地自治会	下小田野町会	中小田野町会
	会長 今泉　満政			上小田野町会	元木町会	上下原町会	あかね台町会	上宿町会
				辺名町会	川原宿町会	松竹町会	大沢町会	板当小高井町会
				佐戸町会	駒木野町会	黒沼田町会	狐塚町会	力石町会
				宮ノ下町会	高留町会	森久保町会	降宿・醍醐町会	川井野町会
				下案下町会	上案下町会	小津町会	三井緑苑自治会	大空
20	**川口地区**	18	7,411	楢原町東部町会	楢原西部町会	犬目町会	川口町東部町会	川口町中部町会
	会長 原田　忠雄			川口町西部町会	唐松町会	上川町東部町会	上川町中部町会	上川町西部町会
				美山町会	七二三自治会	楢原町郵睦会	堀口自治会	笹の原住宅自治会
				川口南町会	唐松住宅自治会	美山町縄切地区会		
21	**加住地区**	14	3,237	尾崎町会	左入町会	滝山町一丁目町会	滝山町二丁目町会	梅坪町会
	会長 大澤　敬之			谷野町会	丹木町会	加住町会	宮下町会	戸吹町会
				滝町会	高月町会	馬場谷戸町会	みつい台自治会	
22	**由井地区**	23	7,315	小比企町一丁目町会	小比企町二丁目町会	小比企団地自治会	高見団地自治会	小比企園自治会
	会長 高橋　文夫			片倉町会	片倉町三十鈴自治会	片倉御殿町会	エステート八王子管理組合	
				片倉台自治会	片倉町一丁目町会	小比企町三丁目町会	みなみ野三丁目町会	七国六丁目町会
				みなみ野エグザガーデン自治会		みなみ野六丁目会	みなみ野五丁目町会	兵衛一丁目町会
				みなみ野四丁目町会	みなみ野二丁目町会	七国一・二丁目町会	宇津貫兵衛町会	西片倉町会
23	**北野地区**	22	10,497	打越町会	打越町旭ヶ丘自治会	絹ヶ丘町会	北野町町会	北野町上野原町会
	会長 廣元　洌			長沼町会	都営長沼町第2自治会	長沼町東町会	長沼町日邸団地自治会	
				日生平山団地八王子地区自治会		NEC平山団地自治会	絹ヶ丘一丁目自治会	長沼睦町会
				高嶺団地自治会	北野台自治会	高嶺町会	八王子北野台パークホームズ自治会	
				都営長沼第一自治会	長沼4号棟自治会	北野台五丁目自治会	あやめ自治会	
				サンクレイドル北野台管理組合				
	23地区	334	121,892					